

資料1

西宮市参画と協働の推進に関する条例 改正スケジュール

	R6.5~10	R6.11~R7.1	R7.1	R7.2	R7.3	R7.4	R7.5	R7.9	R7 下半期
参画協働 条例	◎5/29第1回審議会	◎11/18 第2回審議会		・議会への報告 (パブコメ実施前)	パブコメ実施 (30日以上) ↔	◎審議会 (パブコメ意見含め、改 正案修正の有無を審 議)	・議会への報告 (パブコメ結果) ・条例改正案確定	・定例会 (条例改正議案)	施行
新センター 関連		・11/27 議会への報告		・1~3月 議会への報告			・議会への報告		新セン ター開設



「西宮市参画と協働の推進に関する条例」改正案

(第 2 条) 定義

現行	R6.5 意見	改正案	改正趣旨等
<p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4)略</p> <p>(5)協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民等」と「市民等同士」の両方必要か。 ・市民と市、市民同士と明確に分ける必要はない。 ・市民に分かりやすいかが一番重要。あまりたくさん書くと、分かりにくくなる。 ・「市の機関は、市民等同士の協働が進むよう、環境整備に努める」という第 14 条第 3 項をつくれれば、第 2 条に「市民等同士」を入れる必要はない。 ・「市民等と市が」の後に「対等な立場で」を入れると良い。 ・「市民等同士の協働」を入れない理由が分からない。 ・「市民等同士の協働」は理念として入れておいた方が良い。 ・この条例は理念条例なので、「市民等同士の協働」も謳いたいところ。そのことが、シチズンシップや自治というものを、皆さんと考えようという市の姿勢にもなる。 ・条文は長くなるが、「市民等同士の」と「理解し合うことを通じて」を合体させる形が良い。 ・市民等同士というのは、地域住民や NPO、事業所等、そういったもの全部のことだということが分かりやすいように、逐条解説を含めて読んでもらえる条例を作ることができれば良い。 ・市民、市民等同士、そして市というこの三者の中での参画と協働を進めていこうという理念を、第 2 条のところで、定義として示したい。 	<p>(5)協働 市民等と市が対等な立場で、それぞれ果たすべき役割を自覚し、理解し合うことを通じて、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。また、市民等同士による協働も条例の目的を達成するための大きな力として尊重するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「共に行動する」については、共有する目標に向かってそれぞれが行動していくことである旨の説明を逐条解説に入れる。 ・「市民等同士の協働」については、「市民等と市の協働」と並記せずに、市民等同士による協働も条例の目的を達成するための大きな力となっているため、尊重する旨を条文に記載する。

(第4条) 市民等の役割

現行	R6.5 意見	改正案	改正趣旨等
<p>第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりを課題・問題ととらえるよりも、まちづくりに自主的・主体的に関わるというニュアンスが今は大事。 ・「公共の利益」と「全体の利益」のどちらが良いかは難しい。「公共の利益」でも特に違和感はない。 ・「全体」とすると、少数者が全体のために我慢をする、切り捨てられるようなイメージがより強く出る。 ・「公共」は、確かに以前は政府や自治体が担うイメージが強かったが、最近では「官と民で新しい公共をつくる」という解釈が広がっている。 ・参画と協働に「新しい公共」という言葉が登場したのが10年くらい前のような気がする。公共の意味を市役所だけでなく色々なところに広げていく必要がある。公共、パブリックを浸透させるために前に進むようなイメージになればいい。 ・「公共の利益」は古臭い。「新しい公共」は条文として定義が難しい。 ・「個人個人が勝手に自己利益のためにやるのではなくて、地域や、隣の人たち、市に関わる方々のことも考えて」という趣旨を表現したい。良い言葉を選んで条例にするのか、逐条解説に載せるのかは悩ましい。 ・「考慮し」は「今あることを考えて」のような、新しく刷新するイメージがあまりない表現。文言的にもう少し考える必要がある。 ・市民等に関してどのような姿勢で取り組んでほしいか、努めてほしいかということを明確に伝わるように条例を変えた方がいい。 ・現状の第4条は、「意見と行動に責任を持つよう努めるものとする」と、厳しい言い方で終わっている。この辺りに、「市民同士の知恵の交換」のようなやわらかい規定を入れても良い。 	<p>第4条 市民等は、地域や社会における課題を自らの問題と捉えて、参画と協働によるまちづくりに自主的、主体的にかかわるよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、参画と協働に当たっては、地域で共に生きる人たちを尊重し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等が、参画と協働に「主体的」にかかわるよう努めることを明記した。 ・自己利益ではなく、地域や近くにいる隣人など地域で共に生きる人たちを尊重して、行動することを示した。

(第 14 条) 協働の推進

現行	R6.5 意見	改正案	改正趣旨等
<p>第 14 条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。</p> <p>2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>・「環境整備に努める」という文言が入ることは良い。</p> <p>・これからの地域づくりのために、協働の推進（第 14 条）に、「市が環境整備に努める」という文言を入れることは非常に重要。市は環境整備をしなければならない。</p>	<p>(追記)</p> <p>3 市の機関は、市民等同士の協働が進むよう、環境整備に努めるものとする。</p>	<p>・「市民等同士の協働」が円滑に進んでいくよう、その環境づくりに市が取り組むことを明記する。</p>

※第 14 条は、提言書の改正条項になかったが、「市民等同士の協働」の推進に向けて、市の環境整備を努力規定として明記する案。

(第 16 条) コミュニティ活動の推進

現行	R6.5 意見	改正案	改正趣旨等
<p>第 16 条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「快適な暮らし」という言葉をなくしても意味は通じるが、心に残らないものになる。 ・「地域共生社会の実現のため」という表現は良い。 ・「地域共生社会の実現」は地域福祉の分野で使うフレーズ。福祉の世界で概念化されてしまっているので、この言葉がいいかどうか。 ・厚労省のサイトに「地域共生社会」の定義がある。 ・ある種の空間的な領域の中だけでなく、広い視野をもってみんなと支え合うというニュアンスを出すには「共生社会」というのも良い。 ・「地域共生社会の実現」を「共生のまちづくりの推進」に置き換えられないか。 ・条例の他の箇所に「協働のまちづくり」があるので、「共生のまちづくり」という文言を加えると混乱する。 ・「人とのつながり」という言葉を入れると良い。人と人、人と地域、やはり人が中心。温かい言葉を入れることで優しさが出てくる。 ・「相互の敬意」という言葉を入れると良い。 ・条例の文言にしようとする大変だが、色々なものをひっくるめて「相互」としても良い。 ・「心豊か」では抽象的すぎる。 ・心豊かに暮らす、支え合うというだけでなく、もっと根本的な人の存在の価値が、それぞれに多様に活かされているコミュニティを形成する、それが西宮のコミュニティのやり方だと思う。その意味合いが少し入れられたら良い。 ・第 1 条がどのような地域社会を作っていくかを目的としていることを考えると、第 16 条の方向性は、自分たちの暮らしを豊かにしながら、どのような社会を、いかに実現していくのかということではないか。 ・参画と協働の先に作っていく社会の在り方まで書き込んでいくか、まずは個人のあり様にフォーカスするか。 	<p>第 16 条 市民等は、地域における人と人とのつながりや支え合いのなかで、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、多様なコミュニティが、世代や分野を超えて、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するように努めるものとする。</p> <p>(第 2 項改正なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・どういふ社会・地域を目指すのかは、地域の中で、暮らしている人々の中で話し合って決めていくことと考える。そのため、目指すべき社会や地域について具体的な記載はせずに、参画と協働で目指すコミュニティ活動の姿を示す。 ・「コミュニティ」の定義（居住地等が主の狭義のコミュニティではなく、課題や目的別等の広義のコミュニティも含む）は逐条解説で補足する。

(第 17 条) 市長が講ずべき措置

現行	R6.5 意見	改正案	改正趣旨等
<p>第 17 条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。</p> <p>(2) 毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民が講ずべき措置」を第 18 条として新設する必要はない。 ・「市民が講ずべき措置」を規定しなくても、現状のままで意味合いは分かる。 ・（「市民が講ずべき措置」について）市民の方から言ってもらえれば、市長の方でも把握できるので、第 17 条の取りまとめ・公表がよりスムーズになるのではないかというのが、提言書に基づく新設の第 18 条のニュアンス。 ・「市民が講ずべき措置」を規定すると、すべての協働した取組を公表しなさいということになるので、当事者の負担が大きくなる。罰則規定がなくとも、条例として出すことは、やや行き過ぎではないか。 ・もし（第 17 条の「市長の講ずべき措置」と同じように）「市民が講ずべき措置」として市民等団士の活動の把握を入れるとなれば、新しい項目ではなくて、第 4 条の「市民等の責務」のところ。現状の第 4 条は、「意見と行動に責任を持つよう努めるものとする」と、厳しい言い方で終わっている。この辺りに、「市民団士の知恵の交換」のようなやわらかい規定を入れても良い。 ・第 18 条の新設は必要ない。条文に入れるとすれば第 4 条で意見交換のようなものを追記する、もしくはより具体的なことを逐条解説に詳しく書き込めば良い。 	<p>(1) 参画と協働の取組のうち、市民等と市の取組について、予定を取りまとめ、及び公表すること。</p> <p>(2) 毎年度の参画と協働の取組のうち、市民等と市の取組について、取組状況を取りまとめ、及び公表すること。</p>	<p>市は市民等団士の取組状況を必ずしも把握しきれないため、市が関与する取組に関して講ずるとして追記した。</p>

※前回（R6.5）に事務局案にあった第 18 条「市民等が講ずべき措置」については新設しない。

西宮市参画と協働の推進に関する条例
【逐条解説】(案)
条文改正箇所抜粋

令和6年11月
西宮市 市民局 市民総括室
市民企画課

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市が対等な立場で、それぞれ果たすべき役割を自覚し、理解し合うことを通じて、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。また、市民等同士による協働も条例の目的を達成するための大きな力として尊重するものとする。

[趣旨・解説]

◆ 第2条は、この条例で使用している用語の意味を定めたものです。

<第1項第1～4号関係>～略～

<第1項第5号関係>

第5号は、「協働」の意味を説明しています。「協働」とは、まちづくりを進めるために、市民等と市がそれぞれの果たすべき役割を自覚して、対等な立場で互いに補完しながら、共に行動することをいいます。「共に行動する」とは、必ずしも一緒に行動することが前提ではなく、共通の目的に向かって、それぞれの立場や役割から、連携・協力することをいいます。

また「協働」には、地域住民や NPO、事業所等などの「市民等同士」によるものもあり、本市のまちづくりの大きな力となっています。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、市民等は、地域や社会における課題を自らの問題と捉えて、参画と協働によるまちづくりに自主的、主体的にかかわるよう努めるものとする。

2 市民等は、参画と協働に当たっては、地域で共に生きる人たちを尊重し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

[趣旨・解説]

◆ 第4条は、参画と協働を推進する上での市民等の役割について定めたものです。

<第1項関係>

市民等には、地域や社会における課題を、他人事ではなく、自分にも関連のある問題だと受け止める姿勢が求められます。参画と協働のまちづくりは、その課題の解決や緩和に向けて、誰かに強要されるのではなく、自主的・主体的に取り組むことが大切です。

<第2項関係>

市民等が参画と協働する際には、自己の利益だけでなく、地域で共に生きる人たちを尊重し、困っている人の立場を考慮することを念頭において、自分の意見や行動には責任を持つことを呼びかける条文です。

(協働の推進)

第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。

2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

3 市の機関は、市民等同士の協働が進むよう、環境整備に努めるものとする。

[趣旨・解説]

◆ 第14条は、市の機関に対して適切かつ効果的に協働を推進するように定めています。

<第1項関係>～略～

<第2項関係>～略～

<第3項関係>

「市民等」は、第2条2項で定義したように「市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むもの」と幅広く、立場や考え方はさまざまです。市民等同士が協働することは、まちづくりの大きな力となりますが、出会う場や連携するきっかけがあまりない、という声もあります。この条文は、市の機関が、市民等同士の出会う場をつくることや連携・協働が進むよう事業の進め方を工夫するなど、環境整備に取り組むことを努力規定にしています。

(コミュニティ活動の推進)

第16条 市民等は、地域における人と人とのつながりや支え合いの中で、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、多様なコミュニティが、世代や分野を超えて、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。

2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

[趣旨・解説]

- ◆ 第16条は、コミュニティ活動の推進について定めています。
- ◆ この条例における「コミュニティ」は、従来から考えられている同じエリア内に住む人たちで構成する地縁団体だけでなく、共通する趣味や目的のために集まる人たちの集まり(テーマ型団体)も含むものとします。

<第1項関係>

市民等は、人と人、人と地域がつながり、支え合い、お互いに敬意をもって尊重し合う中で、自分の意思でコミュニティ活動にかかわり、多様なコミュニティが、世代や分野を超えて、地域が抱える課題を共有し、課題の解決に向けて取り組むよう努めることを定めています。

<第2項関係>～略～

(市長が講ずべき措置)

第17条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 参画と協働の取組のうち、市民等と市の取組について、予定を取りまとめ、及び公表すること。

(2) 毎年度の参画と協働の取組のうち、市民等と市の取組について、取組状況を取りまとめ、及び公表すること。

[趣旨・解説]

◆ 第17条は、市長が講ずべき措置について定めています。

<第1項第1号関係>

第1号は、市民等と市の取組について、市の機関が実施する参画と協働の取組予定を取りまとめ公表することを定めています。

公表の方法は、次のとおりです。

- (1) 市ホームページ、市政ニュースへの掲載
- (2) 各支所及び市民サービスセンター、条例担当課窓口、行政情報コーナー(総合案内所横)への資料配置

<第1項第2号関係>

第2号は、市民等と市の取組について、市の機関が取組状況を取りまとめ公表することを定めています。

公表の方法は、次のとおりです。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 各支所及び市民サービスセンター、条例担当課窓口、行政情報コーナー(総合案内所横)への資料配置

西宮市参画と協働の推進に関する条例の 見直しについての提言書

令和5年7月

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会

目 次

はじめに	1
1 西宮市参画と協働の推進に関する条例についての検証結果	2
資料	2 3
見直しの必要性の有無一覧	
委員名簿	
委員会開催状況	

はじめに

西宮市は、阪神間に位置し、自然環境にも恵まれた人口約 48 万人の中核都市ですが、今後本格化する少子高齢化やコロナ禍による生活様式の変化等、様々な課題を抱えています。

このような環境の下、市民と市がそれぞれの役割を認識して協働し、様々な課題に対処するための参画と協働の基本的なルールとなる「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の見直しを行うため、「西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会」が設置されました。

同委員会では令和 4 年 2 月から 6 回にわたって、これまでの市の取組状況や条例改正の必要の有無が議論されました。

今後、西宮市が協働により様々な課題に取り組んでいくために、本委員会はこれまでの検討結果を本書のとおり提言します。

令和 5 年 7 月

西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会

会長 直田 春夫

1 西宮市参画と協働の推進に関する条例についての検証結果

(目的)

第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

<検証結果>

条文の内容は適正であり、条文改正の必要はありません。

<委員会意見>

- ・「よりよい本市の姿」がどんな姿かというのは、「共に考え」る中で出てくることなので、条文の中に書かれていなくても構いません。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

<検証結果>

条文の改正について検討が必要です。

<委員会意見>

- ・仮に自治基本条例ができれば、市民や市民等の定義は自治基本条例でなされるので、同条例に合わせることとなります。
- ・「市内に住所を有する者」というのは、地方自治法の住民の定義であり国籍は不問。よって、「市民」と「市民等」には外国人が含まれます。
- ・広く捉えれば「市民等」に含まれるのかもしれませんが、「市の機関」に議会は含まれていないよう

なので、それでいいのかどうか。

- ・市民同士の協働を条例に載せる必要があるのかどうか。本来、市民同士の活動は自由。ただし、条例に載せると、市民同士の活動が大事であると市は認識していると宣言することになるので、載せる意味はあります。
- ・市民同士の協働を市が支援する場合、条例に記載があった方がよいです。
- ・市民同士のやり取りまで把握するとなると、市長がそこまで把握するのかという話になり、ハードルが高くなります。
- ・市民同士の協働を条例に載せるとなると、他の条文も改正が必要となります。
- ・あまり厳しく規定すると、運用が難しくなるのではないのでしょうか。
- ・「西宮スタイル」のようなものを、憲法の前文のような形で載せるとよいです。
- ・「西宮スタイル」という意味では、未来づくりパートナー事業はよい事業です。
- ・「コミュニティ」については 16 条にしか出てこないなので、ここで定義せず、逐条解説で説明した方がよいです。
- ・協働の定義に、「まちづくりを推進するために」という目的を示す言葉は、なくてもよいのではないのでしょうか。

(基本原則)

第3条 本市における参画と協働は、次項から第4項までの基本原則に基づいて行うものとする。

2 市民は、平等に市政に参画することができる。

3 市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。

4 市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

<検証結果>

条文の内容は適正であり、条文改正の必要はありません。

<委員会意見>

- ・西宮市の制度や取組が他市と比較して遜色ないという点については、条例が施行されて10年以上の歴史が積み重ねられていることが大きいです。条例があることで行政が動き、行政が動くことでレガシーが多く残され、それが今の市民と行政を作っています。そのような意味で条例の持つ意味は大きく、有効な条例であると言えます。
- ・市民が知恵や労力を提供してくれることで、行政だけでは煮詰まっていた課題の解決につながるということもあります。総合計画にも参画協働が横串として入っているはずであり、行政の文化として参画協働に取り組んでいただきたいです。
- ・「宮っ子」は市民にとって身近なことを広報するのに適しています。「宮っ子」を積極的に活用してはどうでしょうか。
- ・情報の共有といった原則は基本的に押さえられています。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。

2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

<検証結果>

制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要です。

<委員会意見>

- ・シチズンシップをいかに高めていくかが重要なポイントです。
- ・市民としての責務を感じながら行政運営に関わる、あるいは目配りをしていくような市民が増えていけば、それに応じて行政側も反応していくものです。
- ・18歳からの参政権が付与されたこともあり、10代の人も市政を自らの問題と捉えていくことが今後大事になっていきます。若い人たちがそのような意識を持って市政に関わっていくことが、強力なシチズンシップの向上につながります。
- ・「市全体の利益」は、「公共の利益」のように変えた方がよいです。また、「市民等と市が考えたよりよい姿を考慮し」という意味であることが示されれば、協働をもとに考えた共通の利益を考えましょうというメッセージにもなります。
- ・部分最適と全体最適をうまく使用して、よりよい状態を作り出す知恵を出すことが協働の一番のメリットです。

(市の機関の役割)

第5条 市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

2 市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

<取組状況等>

- ・市は、条例に基づき、市民等による市政への参画や市民等との協働の機会確保に取り組んでいます。
- ・市は、参画と協働を推進する担当部署（市民協働推進課）を設置し、意見提出手続や協働事業提案手続などの各種制度を整備しています。また、例年、参画と協働をテーマにした市民向けの講演会や市職員対象の研修会を開催しています。
- ・参画と協働の各取組については、市ホームページ等を通じて、事前周知や取組状況、実施結果の報告等が行われています。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

- ・ホームページは公平や公正の点では有効ですが、問題解決や手続き等に関する情報の取得という目的を持ってホームページにアクセスする人が多いので、目的以外の情報がランダムに並んでいたとしても、その情報にはたどり着きにくいです。そのような意味で、ホームページがすべてを解決するという考え方は、市民の姿を見えなくさせる、あるいは市の活動を見えなくしてしまいます。高齢者への対応や、パソコンを含む機器・機材の問題もあるため、ホームページに過度な期待を置くのはどうでしょうか。
- ・ホームページは受動的であり、発信力という点では弱いことから、LINE等を利用して情報を発信する自治体もあります。市民が受け入れやすい発信ツールが必要です。
- ・参画協働に関する研修を実施していることは評価できますが、個に対するアプローチにとどまっていた、その結果を水平展開できていないのではないのでしょうか。研修の受講者が人事異動等で職場からいなくなることも想定されるため、個へのアプローチだけでは、市役所の風土や文化に参画協働がいつまで経っても定着しないと思われます。参画協働の研修を実施する際は、各部又は各課から必ず参加してもらい、研修後は所属に戻って水平展開を行うなど、市役所という組織が仕組みとして行うことで広がっていくと考えられます。職員研修の水平展開に当たっては、貴重な研修機会を可能な限りみんなで共有できる仕掛けが必要で、工夫次第で様々な可能性があります。そこに知恵を絞るのが行政の組織運営の面白さです。
- ・「市政を運営するために」という文言は、様々な業務に優先順位をつけるためにあってもよいです。

(意見提出手続)

第6条 市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続（以下「意見提出手続」という。）を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定及び変更
- (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更
- (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃
- (5) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、作成しようとする案（同項第6号に掲げる事項についての案を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。

- (1) 軽微なものであるとき。
- (2) 緊急に作成しなければならないものであるとき。
- (3) 法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。
- (4) 市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。
- (5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。

3 意見の提出のための期間は、公表の日から30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。

4 前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。

5 市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。

6 市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。

<取組状況等>

- ・市の機関が第6条第1項各号に掲げる事項についての案を作成する際に、規定に基づき意見提出手続が実施されています。
- ・条例に基づく取組（募集期間30日以上、市の考え方の公表）に加え、意見提出につなげるための各種取組（分かりやすい資料づくり、概要版の作成、意見提出方法の拡充など）が行われています。
- ・前年度に実施された案件について当委員会が評価・検証を行い、その結果を庁内向けの「意見提出手続運用マニュアル」に反映することで、効果的な運用に向けた仕組みが構築されていますが、形式的な実施にとどまっている案件も一部見受けられます。
- ・市民対象のアンケート結果によると、「意見提出手続の名前も聞いたことがない」が54.5%となっており、制度の認知度は低いです。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

- ・パブリックコメントの仕組みは他市と比較して遜色ないものになっています。
- ・パブリックコメント業務に対する職員の意識を高めるためのもう少し掘り下げた運営の仕方が必要です。
- ・身近な問題や利害関係者が多い案件では提出される意見が多く、利害関係者が明確でない案件については意見が少ないという現状はなかなか変えづらいと考えられます。
- ・市民が市に対して利害関係が絡んだ要求や課題提示ばかりを行うというのではなく、また、市もパブリックコメントさえ実施しておけばいいと考えるのではなく、市民参画を通じて双方から創造的な展開が生まれてくることも必要です。
- ・参画は、市民から発信されたものを市が受けるという一方通行のものではなく、市側も当事者として取り組んでいくべきものです。市の政策に市民の意見が反映されることで、市民側からより活発な意見が出てくるようになり、それが市職員のやる気につながるという状況を、市職員と市民でいかに構築していくかが大事です。

(説明会等)

第7条 市の機関は、前条第1項各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、説明会、意見交換会等（以下「説明会等」という。）を設けるよう努めるものとする。

2 市の機関は、前項の規定により説明会等を設けたときは、その結果を公表するものとする。

<取組状況等>

- ・市の機関が第6条第1項各号に掲げる事項についての案を作成する際は、説明会や意見交換会など、直接市民の意見を聴く機会や意見交換の場を設けるように努めることとされています。
- ・平成28年度から令和2年度の実績では、附属機関での審議、アンケート、意見交換会、説明会等が実施されており、それらが実施された案件は全体の6割程度となっています。
- ・説明会等の実施状況は、第2項の規定に基づき、主に計画等に記載されています。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

- ・市政への参加方法として、「意見を述べる」という行為は市民にとってハードルが高く、まずは行政の取組を知ってもらう必要があります。また、説明会に参加するだけでも十分な参画であり、それをきっかけにパブリックコメントでの意見につながるというのが大事です。
- ・市民と職員がざっくばらんに話をする機会（懇話会など）を設けるなど、市民と職員の敷居を下げる

努力が必要です。市民と行政とのコミュニケーションの中から、新たなものやこれまでになかったものが見えてくるのが行政側のやりがいとなり、市民にとっては意見交換したことが形になっていくことを実感・体験する、という流れになればよいです。

- ・第5次西宮市総合計画の策定時に、地域課題や将来像について市民と市職員が意見交換を行うワークショップがありました。市民と市職員が地域課題について話し合い、課題を見つけて次のステップにつなげるという手法がとてもよかったです。ワークショップへの参加体験を通じてお互いの考えがよくわかり良い関係が生まれてきます。また、ワークショップで出た意見等も含めた開催結果が公表されることで、参加者やその情報を見た市民に興味や関心が生まれ、参画と協働のさらなる啓発が期待できます。
- ・市民と市職員との交流の場の裏側に「ワクワク感」や「楽しさ」があれば、様々な意見の交流や発信が生まれてくるのではないのでしょうか。そのことが市職員にとって負荷でしかないのか、あるいは新しい仕事が目の前で生まれる楽しさというものを体験できるのか、その仕分けが大事です。また、市民にとっても、堅い言葉で発信されるよりも、「一緒にやってみませんか」という呼びかけの方が、楽しいことにチャレンジしてみようという感情的な揺さぶりやワクワク感が出てきます。
- ・小さな自治体のように、職員と市民が一体であると実感できるような規模感もあると思いますが、西宮市のような規模になるとそれが実感できず、何か言うと怒られるのではないか、要望されるのではないかというように、市民を怖い対象としてバリケードを張ってしまうところがあります。そのような中では「聴く」ということが重要になります。市民も市職員も対等であり、お互いが西宮市を良くしていこうと頑張っている人と捉え、もっとコミュニケーションを取った方がよいです。

(政策提案手続)

- 第8条 市民は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項（以下「対象事項」という。）について、市民10人以上の連署をもって、その代表者（以下「提案代表者」という。）から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 2 市の機関は、前項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。
 - 3 提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会（以下「委員会」という。）の立会いの下で行わなければならない。
 - 4 市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。
 - 5 市の機関は、第2項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。
 - 6 提案代表者は、第2項又は第4項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

(政策公募手続)

第9条 市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること（以下「政策公募手続」という。）ができる。

2 市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

<取組状況等>

- ・政策提案手続では、過去に2件の提案があり、そのうち1件が採択されています。
- ・政策公募手続については、過去に実施された事例はありません。
- ・先進的な制度であり、全国的に見ても類似制度を導入している事例は少ないです。
- ・市職員アンケートによると、半数以上の市職員が「制度があることを知らなかった」と回答しています。
- ・類似制度を導入している他自治体においても、提案実績はわずかとなっています（政策公募手続はいずれの自治体においても実績なし）。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

- ・条例が制定された当時にこのような制度ができたことは高く評価できます。制度の仕組みや文言としては問題なく、条文をなくすことは考えられませんが、実態としてはあまり機能していません。この条文をいかにして活用していくかが重要です。
- ・市民10人以上の連署が必要という要件については、個人的な思い付きのようなアイデアも非常に大事ですが、政策となると一定の賛同者が必要というところから規定されたものと考えられます。条例の制定・改廃にかかる直接請求（有権者の50分の1以上の署名が必要）と比べればハードルは低く、日本人に限らず住所を有する人が対象となるという意味でも利用しやすい制度と言えます。
- ・どのような内容を提案すればいいかイメージしづらいので、過去に採択された案件について、提案内容や議論の内容に加え、最終的にどのような形で採択されたかという一連の流れをまとめた報告書があれば提案を検討する際の参考になり、実際の提案につながっていくと考えられます。また、その前提として、シチズンシップの高揚や生涯学習の裏付けから、結果的に政策提案の実績が生まれてくるというように捉えておく必要もあります。
- ・市職員の認知度も低いことから、まずは広げていくことが大事です。敷居が高いと感じられるかもしれませんが、例えば、協働事業提案手続では、市からテーマを出す方法と市民が自由に提案する方法の両方が設けられています。政策提案手続の場合、行政が実施する政策を提言することになりますが、それを協働という形に置き換えれば協働事業提案制度そのものであると捉え、市の協働事業提案制度とうまくリンクさせることができれば、面白いものができるかもしれません。協働事業の中にも、政策的な視点で取り組んでいる団体があると思うので、その部分をうまく育てていくための工夫が必要です。

- ・政策という形に仕上げるためには、専門的な知識や様々なノウハウ、情報等が必要であることから、それを支援する中間支援団体があることが望ましいです。NPOセンターや市民活動支援センターといった組織がサポートすることで、提案内容の充実が図られます。また、生涯学習において、模擬的に政策提言を作ってみる講座があると面白いです。
- ・政策提案や政策公募の手続は、市民参加のカテゴリーでは最終段階にあるものと言えます。市民によって関心や有する技能が様々である中、単に市民に情報を公開し、あとは市民から反応があるのを待つというだけでなく、政策提案手続を必要な参画の段階と位置付けるのであれば、10人以上の連署を要件としている点を踏まえ、それに対応した市民像や提案しやすい方法、行政として組織力を持った市民への対応の仕方についての検討が必要です。例えば、市民の声の中から汲み取られた意見をもとに市民が議論し、その結果が政策提案として形になるという見込みがあれば、市としてそれに対するフォローアップや伴走の仕方を考えるなど、制度を充実させていくような動きも必要ではないでしょうか。色々な関心や関わりがある市民に対して、それぞれに応じた力点の置き方を考えていく必要があります。

(実施方法等)

第10条 市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。
- (2) 市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。

2 市の機関は、第6条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<取組状況等>

- ・意見提出手続及び説明会等については、対象事項、実施手法、日時等の情報が市政ニュースや市のホームページ等であらかじめ公表されています。
- ・「意見提出手続運用マニュアル」において、提出された意見等を十分に検討できる期間の確保や、計画等への意見の反映が呼びかけられています。

(附属機関等)

第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

(1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。

(2) 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合

(2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合

(3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

<取組状況等>

・多様な意見の反映や透明性の高い運営を図ることを目的に、市が設置する附属機関等において、公募委員の選任や会議の公開、会議録の公表等の取組が行われています。

（選任・公開・公表しないことに合理的な理由がある場合を除きます）

・市ホームページにおいて、附属機関等の開催時期及び公募委員の募集時期等の一覧が年度当初に公表されているほか、機関ごとに個別ページが作成され、設置概要、委員名簿、開催の事前告知、開催結果等が掲載されています。

・各機関の開催状況、委員数及び条例に基づく取組の実施状況等について、年1回調査が実施されており、調査結果は参画と協働の取組状況をまとめた報告書に掲載・公表されています。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

①全体

・附属機関については条例第11条に丁寧に規定されていて、それぞれの取組が適切に実現できているかが重要です。条例を適切に運用することで、附属機関の有効活用が期待できます。

・現在設置されている附属機関には、議論が広範にわたる機関と、専門性が高く公正性が求められる

機関があるため、それぞれの扱いを多少整理してはどうでしょうか。条例の改正よりも、むしろその運用を丁寧に進めていくことが重要であり、そのことが市民ニーズに応えていくこととなります。

②第1項関係（幅広い分野からの適切な人材の選任、公募委員の選任）

- ・委員の年齢構成や公募制導入等のデータを見ると、適切に運用されていない部分が見受けられます。
- ・委員の年齢構成に関して、設置機関によってある程度対象年齢を絞る（子育て関係の審議会の場合、20～30歳代の年齢層を中心にする）枠組みがあってもいいのではないのでしょうか。
- ・若い世代の参加を促すには、会議等を夜間や土日に開催するなどの工夫が考えられます。
- ・公募制を導入していない理由の「高度な専門性」の中にも色々とレベルがあると思われます。市民が裁判員として裁判に参加している現状を踏まえ、もう少し整理する必要があります。
- ・審議会委員向けの事前の研修機会も必要と思われます。

③第3項（会議の公開）・第4項関係（会議の開催日時・場所の事前公表）

- ・割合の高低について一概に評価することはできませんが、会議を公開している機関や会議録を公表している機関の割合が3分の2程度にとどまっています。
- ・会議が公開されなければ市民はその場に参加することができず、また、開催情報を事前に公表していなければ、参加のしようがありません。他市事例にあるように、附属機関の開催予定が一覧として取りまとめられたポータルサイトのようなものがあれば便利です。
- ・会議を YouTube で視聴できるようにするなど、一部の附属機関が大きいうねりを作っていくことが期待されます。

④第5項関係（会議録の作成・公表）

- ・会議資料と議事録を公開するのは当然のことです。国の審議会では会議資料がほぼ公開されています。質の高い資料もあり、議事録の公開も早いです。市も公開を進めていくべきです。
- ・会議録だけではなく、「会議資料の公表に努める」という文言も加えてほしいです。
- ・情報発信は重要ですが、その一方で情報過多により必要な情報が埋もれてしまうということもあります。情報公開が必要なのは、私たちが何かを判断をするときに、判断するための材料の有無が重要になるからです。あらゆることについて市民が判断することは難しく、そのために市役所や議会、附属機関があるというところから考えると、判断するための情報には色々な重みづけがあってもいいと思われます。ただし、それ以外のものは隠してもいいということではありません。情報公開のもう一つの作用として、アーカイブとしての情報公開という側面があります。それらすべてを情報公開として一括りにするのではなく、附属機関ごとにより良い情報公開、情報発信の形を考える必要があります。

(その他の措置)

第12条 第6条から前条までの規定に定めるもののほか、市の機関は、案の作成又は政策の立案、実施等に際して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

- ・ 声を出しにくい方やマイノリティの方の声をいかに聴くかということが非常に重要であり、大事な条文であると言えます。
- ・ 参画全体では条文を改正するような議論ではなく、いかに適切に運用していくかが重要ということになります。代議制や直接請求等で補償しきれない部分を「市民参画」という形で汲み取ることが、効果的な行政運営につながります。

(住民投票)

第13条 市長は、市政に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を別に条例で定めるものとする。

- (1) 住民投票に付すべき事項
- (2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件
- (3) 住民投票の結果の取扱い

<取組状況等>

- ・ 条例に基づく住民投票は、要件が満たされれば実施する「常設型」ではなく、案件ごとに住民投票条例を策定し、住民投票を実施するか否かの判断を市議会に仰ぐ「個別設置型」とされています。
- ・ 過去に住民投票が実施された事例はなく、全国的に見ても、市町村合併を除き、住民投票が実施された事例は少ないです。

<検証結果>

条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はありません。

<委員会意見>

- ・ 個別設置型の住民投票は、第13条の規定の有無にかかわらず実施できることから、確認の意味で規定しているものと考えられます。住民投票には法的拘束力がなく、住民投票の結果を議会や市長が受け入れなかった場合、政治的には問題があったとしても、法的な問題は生じません。その良し悪しに

については、過去に議論になっていたかもしれません。

- ・常設型の住民投票は、市民が条例制定を要望するか、市長が作ろうとするかのいずれかをきっかけに、設置に関する議論が開始されるべきもので、設置に当たっては、市の最上位に位置付けられる自治基本条例に定めるべきものと考えられます。
- ・代議制や直接請求権など、住民の意見を反映させる機会は一定保障されています。一方、多数決の形を取る住民投票では、マイノリティの人々の意見を取り入れることが難しいことから、住民投票を住民の意見表明の一つの手段と考えたときに、マイノリティの意見を反映する仕組みについても参画協働では考えておく必要があります。

(協働の推進)

第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。

2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

<取組状況等>

- ・コロナ禍前の令和元年度には140の協働事業が実施されていましたが、令和2～3年度はコロナの影響により100前後の実施にとどまっています。
- ・主な協働の相手方は、地域団体、NPO等の非営利団体、各種協議会であり、学校や企業との協働は少ないです。
- ・協働の形態としては、「委託」が最も多く、次に「共催」、「補助・助成」の順となっています。
- ・協働を円滑に進めるために必要な措置として、市民向けの講演会等と市職員向けの研修を毎年実施し、参画と協働に対する意識の醸成に取り組んでいます。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

- ・市は協働を通じて何を実現しようとしているのか、どのような役割を果たそうとしているのかなど、市の協働に関する方針をもう少し明確にすべきです。協働に取り組んだ部署を対象に実施されたアンケート結果では、市の役割として「広報」「場所の確保」「費用負担」の回答割合が高くなっており、市民主体の活動をサポートするのが市の役割という位置づけになっていると思われませんが、市民と市職員の相互のエンパワメントという点からすると、もう少し違う役割が市側にあっていいのではないのでしょうか。
- ・「協働の取組状況アンケート結果」の「協働して課題に感じたことは何ですか」の設問に対する回答について、61.1%が「特になし」を選択していますが、そもそも市職員が協働に対して課題意識を持っているのか、協働の手法や取り組み方自体を理解しているのかがアンケート結果からは読み取れません。関心の低さから課題がないと回答している可能性や、協働の本質や重要性に対する認識が十

分に行き渡っていないということも考えられます。協働は本来業務とは別に取り組むものではなく、市職員にとっての本来業務であり、また、行政目的を達成するうえで有力な選択肢になりうるということを、研修等を通じて市職員に意識づけする必要があります。

- ・協働は市民と市職員の相互のエンパワメントであり、それがなければ本当の意味でのまちづくりは実現できません。協働は全ての職員に関わるもので、面白い取組であるという認識を全体化する必要があります。協働事業で得られる喜びや面白さを広げていくような取組をこれまで以上に行うべきです。
- ・市民等（地域・大学）と市との協働において、そこに関わる市職員によって活動の質が大きく変わるということがあります。地域とのネットワークを持つ職員、窓口業務を担当している職員など、同じ市職員でも地域との関わりには濃淡があります。研修を通じて一般的な知識を得るということも必要ですが、協働をさらに進めるためには、スペシャリストを育てていくという姿勢も必要です。今後、地域課題の解決に向けて市民や地域と一緒に取り組んでいく必要性がますます高まっていくことを考えると、市民等との対話において有用なファシリテーションスキルを備えた職員を育成していく必要があります。
- ・地域団体やNPOだけでなく、大学や高校との協働に向けた検討が必要です。文部科学省が「大学と地域との連携」を求めていることもあり、連携先を探している大学は多くあります。大学だけではうまく連携できないことも想定されるため、大学と市の双方の働きかけにより、地域、大学、市の三者がwin-winの関係となるような仕組みが構築できればよいです。高校も重要な経営資源の一つと考えられます。公共意識の醸成の観点からも、高校との協働の可能性を探ってみる必要があります。

（協働事業提案手続）

第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。

2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。

3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

<取組状況等>

- ・団体から、市と協働して実施する事業、又は、市から資金的なサポートを受けて実施する事業を募集し、協働事業提案審査会での審査を経て事業が実施されています。提案できる団体は、市内に事務所又は活動場所を有する非営利活動団体（NPO等団体、ボランティア団体、地域活動団体など）です。
- ・募集区分は、団体と市が協働して事業を実施する「自由提案型」と「テーマ設定型」、市が団体の活動を資金面からサポートする「地域力向上型」と「コロナ課題解決型」の4区分です。
- ・提案事業の実施に直接要する経費について、30万円（地域力向上型は10万円）を上限に、対象経費の80%（テーマ設定型は50～100%）を市が助成します。助成期間は最長で3年です。
- ・過去5年間で応募件数が募集件数を上回ったのは、令和2年度の自由提案型・テーマ設定型のみで

す。地域力向上型については、平成30年度に新設して以来、応募件数が募集件数を上回ったことがありません。

- ・「自由提案型」については、事業を提案する団体側と提案を受ける市側で課題に対する認識や目的のズレがありマッチングが成立しづらい、市の積極的な関わりが得られにくいという課題があります。
- ・「テーマ設定型」について、市が市民等との協働を重視するテーマが複数明示されることで、提案事業数の増加とマッチング率の向上が期待できますが、庁内からのテーマの応募数が少なく、令和4年度については0件となっています。
- ・「参画と協働のまちづくり取組状況報告書（以下、「取組状況報告書」という。）」と市のホームページにおいて、各事業の実施報告が掲載・公表されています。
- ・助成対象経費の見直し（参加費収入、人件費等）、事前打合せや審査会出席に係る負担軽減、地域力向上型の対象団体の拡大（NPO）など、いくつかの改善ポイントが考えられます。

<検証結果>

条文改正の必要はありませんが、制度面・運用面での見直しや工夫が必要です。

<委員会意見>

- ・市との協働により効果的な事業実施につながることや、市が関わることでNPOと地域との相互理解が得られるという点からも有意義な制度と言えます。市で制度の改善に向けた検討が行われており、それらの多くが納得できる内容となっています。
- ・未来づくりパートナー事業の新しい枠組についての検討や、実施した結果を踏まえてフィードバックできるような仕組みがあるとよいです。庁内からのテーマ設定型のテーマの応募数が少ないのは、市職員が忙しいことも原因の一つと考えられますが、そのような仕組みを作り、市民と一緒に取り組んでいく雰囲気を作ることが重要となります。なお、テーマの応募が少ないという点について、近隣の自治体では多くのテーマを設定しているところもあります。
- ・西宮市の協働事業提案制度は、補助制度と協働制度の線引きが曖昧になっているため整理が必要です。補助とは、市民活動団体やNPO、事業者等の民間組織による公益的活動を行政が資金・人・場所等の様々な面から支援を行うものであり、あくまで事業の実施主体は民間組織です。一方、協働は、市と民間組織の双方が責任を持って一緒に取り組むことで、より良い成果をあげることがそもそもの趣旨です。豊中市では、補助と協働の両方の制度があり、最初の数年は補助制度を活用し、団体の活動がレベルアップして初めて協働に持ち込むという流れになっています。補助制度がなく、いきなり協働事業となると敷居が高いように思われます。
- ・応募できる対象が非営利団体に限定されていますが、大学や高校、企業にも対象を広げることで、制度が広がっていくと考えられます。将来を考え、若い人にも入ってもらえるような工夫があればよいです。
- ・募集時期を早めて最初にプレゼンテーションをしてもらい、その内容が適していると判断された後に正式な企画書を出してもらうなど、段階的に選考するという方法も考えられます。苦心して書類を仕上げることでやりたいことが明確になり、結果的に質の高い事業が展開できるようになります。また、地域においては、制度の周知不足に加え、書類の作成に負担を感じている団体が多いと思われまます。市民交流センターのサポートがあれば提案しやすいと考えられます。

- ・提案件数が少ないことをどのように評価するのか。制度が知られていないのか、制度が必要とされていないのか、制度が不要なくらい自立しているのか、というように様々な理由があると思われます。必ずしも提案件数が少ないことが駄目というわけではなく、近隣市でも協働事業の申込が少ないというのが実情です。その要因を探るのに市職員では難しいということであれば、アドバイザーのような中間的な立ち位置の人や大学の教員を通じて把握するという方法も考えられます。
- ・協働事業で実施した内容や役割分担、成果をPRするなど、潜在的に協働事業に参加したい団体やポテンシャルのある団体等が一步踏み出せるような広報が必要です。また、成果を水平展開していく手法についても検討すべきです。成果報告会は効果的であり、色々な事業が組み合わさることで、面白いものが生まれることもあります。
- ・協働事業提案手続に対する市職員及び市民の意識を高めていく必要があります。市職員と市民が課題に向き合い対話することで、具体的なアイデアが生まれてくるという意味で、早期に事業募集を行うのも方法の一つです。
- ・市民同士の協働には不正が生まれる余地があります。プロセスが見える仕組みがほしいです。

(コミュニティ活動の推進)

第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。

2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

<取組状況等>

- ・自治会加入率は、阪神・淡路大震災直後（1996年）に87.5%まで上昇しました。その後、1998年の88.1%をピークに下降を続け、2006年に74.4%まで下降するも、東日本大震災（2011年）後に78.9%まで回復しました。その後は再び下降し、2021年時点で69.6%となっています。
- ・各地域団体では担い手不足や役員等の高齢化が年々深刻さを増しており、そのことが活動に係る負担感の増加につながるなど、コミュニティ活動に関わる人の減少により、様々な弊害が生じています。各地域団体やNPO等団体に対して、市の関係課による支援がそれぞれ行われていますが、関係課間の連携は十分ではなく、効果的な支援が行われているとは言い難いです。また、市から自治会等への依頼事項が多く、そのことが活動に係る負担につながっていると考えられます
- ・市民意識調査の結果から、活動への自発的な参加はそれほど多くないと考えられます。一方、活動に参加しない理由として「仕事、家事、育児等で忙しく時間がないから」（42.9%）の次に多かったのが、「どのような活動があるか分からないから」（39.5%）であり、ICTの効果的な活用や地域で取り組まれている活動の周知を図るなど、「多様な関わり方」や「関わりやすさ」に対するアプローチを通じた、コミュニティ活動に対する自発的な参加者を増やすための施策について検討の余地があります。
- ・他の自治体においては、市民による自主的かつ自発的な活動の支援・促進について、市民公益活動促進条例を制定もしくは自治基本条例又は協働条例に規定している例が多く見受けられますが、西宮

市においてはいずれも行われていません。一方、市が令和元年10月に策定した「西宮市行政経営改革基本方針」では、「地域の課題解決に向けた市民等の自主的な活動を支援する」ことが取組方針の一つに掲げられています。また、現行条例のベースとなった『市民参画と協働の推進に関する条例』の制定に向けた提言（平成19年11月）において、「協働」には、「市民と市の協働」と、市民や事業者などが一緒になって行う「市民同士の協働」があり、「市民同士の協働」についても、「市民が自主的に行う市民活動が活発になるよう、市の機関がそのための基盤を整備するなど、様々な支援を行うことが望まれる」と述べられています。条例制定時には「市民と市の協働」のみが規定され、「市民同士の協働」は規定されませんでした。自主的・自立的に活動できる市民や団体の裾野を広げていくこと、市民が市民活動を支える社会環境が醸成されること、市がそのための環境や基盤を整備することが、人口減少社会に対応した持続可能な魅力あるまちづくりにつながると考えられることから、今後は従来の「市民と市との協働」に加えて、「市民同士の協働」や「市民による自主的な活動の推進」の観点からの施策の展開・整理が必要と考えられます。

- ・新たな支援施策として、市民公益活動の支援・促進を目的とした基金の新設、各団体が自由に情報発信できる地域 SNS の導入、まちづくりに詳しいアドバイザーの設置等が考えられます。

<検証結果>

制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要です。

<委員会意見>

- ・PTA をアウトソーシングするという話もあるように、最近はお金で済ませようとする人も増えています。そのような人たちにとって、コミュニティがあれば良くなるというのは次のステップであり、コミュニティがないと何が困るかが分からず、参加しなくてもいいと感じるのではないのでしょうか。その部分を考慮せず、今まで行ってきたことの延長線で続けていくということでは活動の必要性が伝わりません。当たり前になってしまっているが故に気づいていない、地域からの恩恵がなくなるとどうなるかということを訴えかけていかなければ、コミュニティに対する思いはどんどん薄れていきます。
- ・自治会については、自治会が何かサービスを提供してくれるというわけではなく、隣近所とゆるやかにつながっている場があるということに大きな意味があります。会費は、役所に納める税金ではなく、助け合いの活動を進めるためのものです。地域でしかできないことは探せば色々あり、子供の見守りなど、実は地域で支えられている面は大きいです。
- ・地域の目標、理念、価値を共有するための共同作業やイベント、記憶に残るようなものなど、自分たちの地域の特徴をあらわすものの存在や、その地域にいるという感覚が持てる何か（「〇〇っ子」など）がコミュニティでは重要です。また、一つのテーマやポリシーで全ての地域の連携を考えるのが難しい場合は、それぞれの地域性や地域資源を活用するような取組や仕組みが必要です。その中では、文化や考え方の違う者同士を積極的につなげていく仲介者の存在が重要になります。
- ・コミュニティ活動の活性化は、行政だけではなく市民側の課題でもあります。市民生活にとっては、災害時の助け合い、子供や高齢者の見守りなど、コミュニティが活性化しないと困る場面もあります。それらのことを、「税金を払うから行政が全部してください」とするのか、もしくは「自分たちですべきだ」と考えるのか。この件については、答えがどこかにあり、そこにたどり着けば解決する

というものではありません。コミュニティが活性化するための議論をいかにして市民の中に広げていけるかということが今後の課題です。

- 担い手の確保について、昔からの地縁組織で続いてきた方法が限界に近づいてきている中、今後は新しい形でやろうという気運や次の展開が生まれてきています。活性化している地域は若い人が自発的に参加しているところが多いです。今後はコミュニティの形が変わり、テーマ型の NPO や地域団体が活発に活動し、多様で多彩な動きが重なり合うことで自治会の加入率低下を補強する、自治会とは違った形で地域を支えていくような展開もありえます。一方で、市の各セクションでは、担い手不足について同じような議論が行われています。市民一人一人の行動変容を生み出すためには、行政サイドでの相互作用も必要になってきています。
- 社会福祉協議会では、地域福祉の分野で以前より市民同士の協働の推進に取り組んでおり、ボランティアセンターや生活支援コーディネーターなど重なる部分が多いです。市の支援については、全体的に満遍なく行うのではなく、全体像を把握したうえで、それぞれの課題に応じた支援方法を戦略的かつ分析的に考えていく必要があります。例えば、活動していても輪が広がらない、ネットワークが作れないというような人たちに対する支援も必要であろうし、何かやりたいがどこに行けばいいかわからない人への支援として、地域 SNS のようなものも必要です。
- 市民活動の更なる支援として新たな取組が市で検討されています。それらはぜひ実現してもらいたいところですが、そもそも市がどのようなスタンスで住民自治に対する支援に取り組んでいくのかを大きな方針の中で考えていくことが重要であり、単発ではなく市全体のあり方を変えるという意識で取り組む必要があります。
- 隣同士の見守りや、子供が虐待されている声を聞いて、然るべきところにつなぐという役割は地域住民にしかできないことです。それらの全てを市民だけでやっていけるのが理想ですが、価値観や問題が多様化している中、土台の部分やきっかけの部分には行政的な支援が必要な時代になっています。現在、地域担当職員が果たす役割は重要であると各地で言われていますが、実際にどのような仕組みで動かせばいいかというのは難しいところもあります。地域担当職員制度については様々な研究がされているので、それらを参考にしてもらいたいです。
- 市は全ての協働に関わっていくというよりも、市民同士の協働が自然に進むような環境条件の整備に取り組むべきです。そのためには市民同士が意見交換や交流を行うプラットフォームが必要となります。多様な団体が上下関係なく、団体に属さない市民を含めてフラットな立場で集まることで、それぞれの取組や課題の共有が図られることに加えて、その中からコミュニティのあるべき姿についての議論や新しい動きが生まれてくることも期待できます。
- 市民同士がお互いにどのようなことをしているかわからないということもあります。それぞれの取組を行政が管理しているわけではなく、社会福祉協議会や西宮コミュニティ協会が把握しているわけでもありません。それぞれが縦割りの有している情報を整理するための解決策として、地域 SNS のようなプラットフォーム的なものがあれば、大きな効果が見込まれます。それに加えて、みんなが集まり顔を合わせて話をする場を設定することで、画面上だけのやりとりよりも幅広い情報交換や交流が可能となります。
- 「快適な暮らしの実現」は矮小化された課題であり、時代に合っていません。「快適な暮らしの実現のために」という文言には違和感があり、「一人一人の生き方を最大限に発揮できるような形で、相互に敬意を持って尊重し合える共生社会を作っていく」という趣旨を盛り込んだ表現にすべきです。

- ・「快適」の解釈も人によって色々と、個人とコミュニティとの折り合いが必要です。また、「コミュニティ」という言葉も、世代間で感覚が違います。
- ・市民同士の協働については、別の条例や宣言の形をとった方がよいです。
- ・自治基本条例というベースがないために、各論で盛り込み過ぎています。何でもかんでも参画協働条例に入れてしまうと、参画協働に対して動きがとれなくなります。
- ・「コミュニティ」については2条で定義すると、定義だらけになります。条文には「コミュニティ活動」と書いておいて、逐条解説書に説明を記載すればどうでしょうか。

(市長が講ずべき措置)

第17条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。
- (2) 毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。

<取組状況等>

- ・毎年、意見提出手続の実施予定、附属機関等の開催及び委員の公募予定等が市ホームページで公表されています。
- ・市の参画と協働の取組状況については、毎年取組状況報告書として取りまとめられ、市ホームページでの公表及び窓口での配架が行われています。

<検証結果>

制度面や運用面での見直しが必要であり、条文改正についても検討が必要です。

<委員会意見>

- ・何のための取りまとめと公表なのかということを改めて検討する必要があります。情報が提供されれば関心や行動が変わり、推進されるという暗黙の前提があると思われませんが、その情報は、誰に対して、どのような形で提供されれば推進されるのか、というところまで考えておく必要があります。
- ・全てを公表することが条例の目的ではなく、参画と協働を推進するという意味で、例えば市政に参画したいと思っている人に届くように公募の情報は必ず掲載する、その中でも専門性が高いものと市民生活の観点からの意見を聞きたいものに分ける、というようにその情報が誰に向けたものなのか、何がポイントなのかというところを改めて考えていく必要があります。
- ・市民の中で協働が認識され議論されることが大事です。例えば、未来づくりパートナー事業に応募しようと考えている団体の関係者が公表されている資料を見て、自分たちの取組がどのように協働に馴染むかを見分けることができるという点では有効です。
- ・行政のデータをオープンにすることで、それを見た市民が自由に色々な切り口から活用できるという意味でも情報公開は大事です。民間企業が自社の事業展開のためにデータを活用するというような切り口でもよいです。情報が少しでも関心がある人の目にとまるような形にいかにもっていくか、興味を持ってもらうかという視点をもって情報を出していく必要があります。

- ・毎年作成されている取組状況報告書は、参画協働の全体の状況が分かりやすくまとめられており、充実した資料内容になっています。分量が多く全員に配布できるものではないですが、ホームページで見ようと思えば自由に見ることができます。
- ・取組状況報告書の附属機関に関する取組状況については、経年的な増減の記載があるとよいです。会議の公開など目立った項目だけでも掲載すれば、取組がどれだけ進んだかが分かりやすくなります。
- ・市民同士の協働は把握しきれないので、市長が公表することもできません。
- ・2条で「市民同士の協働」を含めた場合、「市民同士の取組は当事者がそれぞれ公表することが望ましい」というような文言を加えるべきです。

(検証)

第18条 市長は、参画と協働の取組状況については、委員会の意見を聴いて、検証するものとする。

<取組状況等>

- ・当委員会を通じて、条例及び条例に基づく参画と協働の取組状況について評価検証が行われています。
- ・条例に基づく取組のうち、「意見提出手続・説明会等」と「協働事業提案手続（自由提案型・テーマ設定型）」については、当委員会が定めた評価基準に照らして、実施担当課又は提案団体の立会いのもと、個別評価を行っています。
- ・「附属機関等」については、条例の遵守状況を踏まえ、改善に向けた提言を行っています。
- ・「各課実施の協働事業」について、平成29年度以降、個別の評価検証は行われていません。
- ・「政策公募手続」及び「住民投票」は過去に実施された実績がなく、「政策提案手続」は平成24年度以降の採択実績がないことから、個別の評価検証は行われていません。

<検証結果>

条例に基づく取組が適切に行われており（条文の内容は適正であり）、条文改正の必要はありません。

<委員会意見>

- ・この評価検証は、PDCAサイクルのCであり、次のAがなければサイクルが回りません。それを回すことが基本になるので、次に生かせるような形が必要です。
- ・第17条と同様に何のための検証なのかを考える必要があります。協働事業提案手続に関して言えば、補助金の使い道が適正であることの検証であると同時に、推進のための検証であるべきで、そこでは参加がキーワードになります。評価される側は評価の場面に入ってはいけないということがよく言われますが、何が評価されて、これから何をしていけばいいのかということとその人たちと一緒に考えていける場が必要です。講評は、市又は団体側で今後の活動に生かしてもらうためのものであり、これが無視されることのないように、講評を議論しながら直接伝えるということがあってもよいです。
- ・協働事業提案手続のうち補助の要素が強い「地域力向上型」についても、公金が支出されるという意

味で効果の有無をきちんと評価すべきであり、結果はオープンにしていく必要があります。そうすることが市民の信頼を得ていくことにつながります。

- ・ 検証については、事業募集時に評価基準や評価項目を示したうえで行われるべきです。
- ・ 全件評価が必要なのは確かですが、一方で注目していない市民も多いです。委員会での評価に加えて、ホームページで関係資料の公表と意見聴取を行うという方法も考えられます。仮に批判的な意見が多く出てきたとしても、それだけ意識を持たれているということで、ポジティブに次の手を打てます。
- ・ 検証は実際に行われており、条文に問題はありません。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

<検証結果>

条文の内容は適正であり、条文改正の必要はありません。

<委員会意見>

- ・ 細かいところまで書けない場合、条例はこのような形になるので、特に問題はありません。

資料

◎見直しの必要性の有無一覧

条 文	改正の 必要性	運用見直し の必要性	備 考
第1条（目的）	—	—	
第2条（定義）	有	有	市民同士の協働について記載を検討
第3条（基本原則）	—	—	
第4条（市民等の役割）	有	有	シチズンシップを高める
第5条（市の機関の役割）	—	有	発信ツールと職員研修に工夫が必要
第6条（意見提出手続）	—	有	職員の意識を高める運営が必要
第7条（説明会等）	—	有	市民と市職員が対等にコミュニケーション
第8条（政策提案手続）	—	有	制度の仕組みや文言に問題はない。いかに活用するか。
第9条（政策公募手続）	—	有	
第10条（実施方法等）	—	有	
第11条（附属機関等）	—	有	附属機関の扱いについて整理
第12条（その他の措置）	—	有	市民参画による効果的な行政運営
第13条（住民投票）	—	—	
第14条（協働の推進）	—	有	協働を進めるためには、職員の育成が必要
第15条（協働事業提案手続）	—	有	市職員及び市民の意識を高めていく必要あり
第16条（コミュニティ活動の 推進）	有	有	時代に合った文言に変更
第17条（市長が講ずべき措置）	有	有	市民同士の協働に対応した文言に変更
第18条（検証）	—	—	
第19条（委任）	—	—	

◎委員名簿（敬称略）

役 職	氏 名	区 分
会 長	直田 春夫	学識経験者
副会長	関 嘉寛	学識経験者
委 員	西明 直子	市内で活動する団体からの推薦
委 員	清水 明彦	市内で活動する団体からの推薦
委 員	廣田 瑞穂	市内で活動する団体からの推薦
委 員	荒木 信夫	市民
委 員	江草 淑訓	市民（公募）
委 員	岸岡 裕昭	市民（公募）

◎委員会開催状況

回	開催日	議 題
第1回	令和4年2月 8日	会長及び副会長の選任について、 参画に係る条文及び取組に関する検証
第2回	令和4年6月10日	協働の取組に関する検証①
第3回	令和4年11月4日	協働の取組に関する検証②、 その他の取組に関する検証
第4回	令和5年1月31日	条例改正及び取組の改善について （提言に向けた意見の整理）①
第5回	令和5年4月25日	条例改正及び取組の改善について （提言に向けた意見の整理）②
第6回	令和5年6月28日	条例の検証結果及び提言について

西宮市参画と協働の推進に関する条例

(平成20年7月28日)

(西宮市条例第3号)

沿革

平成25年7月10日 条例3号[1]

平成25年12月27日 条例21号[2]

平成25年12月27日 条例39号[3]

(目的)

第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

[2][3]

(基本原則)

第3条 本市における参画と協働は、次項から第4項までの基本原則に基づいて行うものとする。

2 市民は、平等に市政に参画することができる。

3 市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。

4 市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。

2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

(市の機関の役割)

第5条 市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

2 市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

(意見提出手続)

第6条 市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

(1) 市の憲章、宣言等の策定及び変更

(2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更

(3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃

(4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃

(5) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、作成しようとする案（同項第6号に掲げる事項についての案を除く。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。

- (1) 軽微なものであるとき。
- (2) 緊急に作成しなければならないものであるとき。
- (3) 法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。
- (4) 市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。
- (5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。

3 意見の提出のための期間は、公表の日から30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。

4 前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。

5 市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。

6 市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。

（説明会等）

第7条 市の機関は、前条第1項各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、説明会、意見交換会等（以下「説明会等」という。）を設けるよう努めるものとする。

2 市の機関は、前項の規定により説明会等を設けたときは、その結果を公表するものとする。

（政策提案手続）

第8条 市民は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項（以下「対象事項」という。）について、市民10人以上の連署をもって、その代表者（以下「提案代表者」という。）から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 市の機関は、前項の規定による提案（以下この条において「提案」という。）を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。
- 3 提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会（以下「委員会」という。）の立会いの下で行わなければならない。〔1〕
- 4 市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。
- 5 市の機関は、第2項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 6 提案代表者は、第2項又は第4項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

（政策公募手続）

第9条 市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること（以下「政策公募手続」という。）ができる。

- 2 市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

（実施方法等）

第10条 市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。
- (2) 市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。

- 2 市の機関は、第6条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

（附属機関等）

第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関（以下「附属機関等」という。）の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。

- (1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。

2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。

3 附属機関等の会議（以下「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

（その他の措置）

第12条 第6条から前条までの規定に定めるもののほか、市の機関は、案の作成又は政策の立案、実施等に際して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（住民投票）

第13条 市長は、市政に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を別に条例で定めるものとする。

- (1) 住民投票に付すべき事項
- (2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件
- (3) 住民投票の結果の取扱い
(協働の推進)

第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。

2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。
(協働事業提案手続)

第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。

2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。

3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。
(コミュニティ活動の推進)

第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。

2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。
(市長が講ずべき措置)

第17条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。
- (2) 毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。
(検証)

第18条 市長は、参画と協働の取組状況については、委員会の意見を聴いて、検証するものとする。 [1]

([1])

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条から第 13 条まで、第 15 条及び第 18 条の規定は、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。〔平成 21 年規則第 60 号により、平成 21 年 4 月 1 日から施行〕
- 2 第 6 条の規定の施行の前において、同条第 1 項各号に掲げる事項についての案の作成作業に着手しているものについては、同条の規定は、適用しない。
- 3 この条例は、社会情勢の変化等を勘案し、公布の日から 5 年以内を目途に見直しを行う。

付 則 (平成 25 年 7 月 10 日西宮市条例第 3 号 [1] 西宮市附属機関条例付則 6 条による改正付則抄)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。〔以下略〕

付 則 (平成 25 年 12 月 27 日西宮市条例第 21 号 [2] 西宮市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例 3 条による改正付則抄)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 25 年 12 月 27 日西宮市条例第 39 号 [3] 西宮市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例付則 9 条による改正付則抄)

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

令和5年度
西宮市参画と協働のまちづくり取組状況報告書



西宮市 市民局 市民総括室 市民企画課

はじめに

近年、地域課題や市民ニーズの多様化、少子高齢化や核家族化の進展、市民のライフスタイルの変化に伴い、行政だけでは対応困難な課題が増加しています。市民の皆さんが元気でいきいきと暮らし、より豊かで充実した毎日を過ごすことができる、そのようなまちづくりを進めていくためには、市民参加の機会確保や市民協働を通じて、市民の皆さんが持つ豊かな知識や経験を市政運営等に生かしていくことが重要になります。

西宮市では、参画と協働のルールや仕組みを整えるとともに、市民の皆さんに分かりやすいものとするため、平成21年4月に「西宮市参画と協働の推進に関する条例」（以下「条例」といいます。）を全面施行しました。条例にもとづき、毎年様々な参画と協働の取組が行われています。

本報告書は、条例第17条第2号にもとづき、参画と協働の取組状況を取りまとめたものです。この報告書をご覧いただいた皆さんが、参画と協働の取組に関心を抱き、市政への参画や市との協働に取り組んでいただくことで、今後、参画と協働の輪が更に広がることを期待しています。

<報告書の内容>

I 参画の取組

- | | | |
|------------------|-------|-----|
| 1 計画等の策定に係る参画の取組 | | P.2 |
| 2 附属機関 | | P.4 |

II 協働の取組

- | | | |
|-----------------------------|-------|------|
| 1 未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度） | | P.6 |
| 2 市の機関による協働の取組状況 | | P.20 |

III 参画と協働の啓発の取組

- | | | |
|------------------|-------|------|
| 1 参画と協働のまちづくり講演会 | | P.21 |
| 2 参画協働研修 | | P.22 |
| 3 新入職員研修 | | P.22 |

IV その他の取組

- | | | |
|--------------------------|-------|------|
| 1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会 | | P.23 |
| 2 参画の取組予定の公表 | | P.25 |
| 3 市民活動等に対する支援制度 | | P.25 |
| 4 まちづくり支援自販機 | | P.26 |

- | | | |
|-----------------------|-------|------|
| <参考>西宮市参画と協働の推進に関する条例 | | P.27 |
|-----------------------|-------|------|

I 参画の取組

1 計画等の策定に係る参画の取組

① 説明会等の実施（条例第7条関係）

計画等の素案の策定にあたり、策定委員会（附属機関）、説明会、アンケートなど、市民、関係者及び関係団体等の意見を聴く機会を設け、そこで寄せられた意見を参考にして、計画等の素案の作成を行いました。

② 意見提出手続（パブリックコメント）（条例第6条関係）

意見提出手続（パブリックコメント）とは、市の基本的な計画や条例等の資料をあらかじめ公表し、広く市民等に意見の提出を求める制度です。提出いただいた意見及びその意見に対する市の考え方を公表するとともに、意見を考慮して案の作成を行いました。

<令和5年度実施結果>

No.	案 件 名	提出者数	提出意見数	意見の取扱い		
				反映件数	今後の参考意見	その他意見
1	第5次西宮市総合計画後期基本計画	33人	71件	0件	43件	28件
2	西宮市一般廃棄物処理基本計画の一部見直し	14人	26件	0件	4件	22件
3	西宮市マンション管理適正化推進計画	5人	17件	0件	5件	12件
4	西宮市駐車施設附置条例の見直し	2人	2件	0件	0件	2件
5	第2期西宮市スポーツ推進計画	3人	3件	0件	2件	1件
6	西宮市道路整備プログラムの中間見直し	6人	8件	0件	0件	8件
7	西宮市障害福祉推進計画	16人	40件	4件	27件	9件
8	第3次西宮市健康増進・食育推進計画	2人	5件	0件	3件	2件
9	西宮市自殺対策計画	3人	5件	0件	4件	1件
10	西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画	18人	23件	0件	13件	10件

(次ページへ続く)

No.	案 件 名	提出者数	提出意見数	反映	今後の	その他
				件数	参考意見	意見
11	第4次西宮市産業振興計画	2人	4件	0件	0件	4件
12	第2次西宮市働きやすいまちづくりプラン	1人	1件	0件	1件	0件
13	第3次西宮市環境基本計画中間改定	14人	45件	4件	23件	18件
14	第二次西宮市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 中間改定	5人	25件	1件	10件	14件
15	(仮称) 西宮市空家等緊急安全措置条例	3人	8件	0件	6件	2件
合 計		127人	283件	9件	141件	133件

- ※ 上表のうち「反映件数」とは、提出された意見のうち、計画等に反映された意見数をいいます。
- ※ 各案件の実施結果については、市のホームページ「意見提出手続（パブリックコメント）を過去に実施した案件」のページ（ページ番号：18521303）で公表しています。

<参画と協働のシンボルマーク>



「西宮市参画と協働の推進に関する条例」を推進するとともに、条例の趣旨を広くPRし、参画と協働のまちづくりに関心をもつていただく機会とするため、公募により制定されました。

2 附属機関

市が事務の執行にあたり、市民の皆さんや専門家の意見を求めるために設置する機関です。条例では、多様な意見の反映や透明性の高い運営を図ることを目的に、幅広い分野からの委員の選任、公募委員の選任、委員氏名等の公表、会議の公開等に関する規定が設けられています。条例にもとづく取組状況（令和5年8月1日時点）は以下の①～⑥のとおりです。

- 附属機関数 **95機関**
（うち、過去1年間に活動実績があった附属機関数 **78機関**）

① 委員の年齢構成（条例第11条第1項第1号関係）

	～20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～	合計
委員数	3名	40名	164名	285名	250名	155名	897名
割合	0.3%	4.4%	18.3%	31.8%	27.9%	17.3%	—

② 公募委員の選任（条例第11条第1項第2号関係）

	公募制を導入している	公募制を導入していない				
		理由ア	理由イ	理由ウ	理由エ	
機関数	21機関	57機関	3機関	1機関	48機関	5機関
割合	26.9%	73.1%	3.9%	1.3%	61.5%	6.4%

理由ア 法令等の規定により、その構成が特定の職、資格者に限られているもの

理由イ 特定の個人又は団体を対象に審査、審議等するもの

理由ウ 高度の専門的事項を審査、審議等するもの

理由エ その他公募によることが不適當であると認められるもの

<参考>

- 全附属機関の公募委員数の合計 **34名**

一口メモ

公募委員を募集する際は、市政ニュースや市のホームページでお知らせします。また、市のホームページ「審議会（附属機関）等における委員公募予定」のページ（ページ番号：63112156）では、その年に委員公募を行う予定の附属機関名や公募時期等も公表しています。

皆様からのご応募をお待ちしています。

③ 委員氏名等の公表（条例第 11 条第 2 項関係）

公表している		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合
71 機関	91.0%	7 機関	9.0%

④ 会議の公開（条例第 11 条第 3 項関係）

	原則公開している	公開していない	公開していない		
			1号理由	2号理由	3号理由
機関数	47 機関	31 機関	2 機関	16 機関	13 機関
割合	60.3%	39.7%	2.5%	20.5%	16.7%

1号：法令等の規定により公開しないこととされている場合

2号：会議の内容が個人情報にかかわるものである場合、その他公開しないことに合理的な理由がある場合

3号：会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

⑤ 開催日時等の事前公表（条例第 11 条第 4 項関係）

公表している		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合
68 機関	87.2%	10 機関	12.8%



⑥ 会議録等の公表（条例第 11 条第 5 項関係）

ホームページで公表(※)		所管課等への備え付けのみ		公表していない	
機関数	割合	機関数	割合	機関数	割合
50 機関	64.1%	8 機関	10.3%	20 機関	25.6%

(※) 所管課等への備え付けを併せて行っている機関を含む。

一口メモ

各附属機関の概要は、市のホームページ「西宮市の審議会（附属機関）の一覧」のページ（ページ番号：96348365）でご確認いただくことができます。また、各附属機関の委員情報及び会議録は、原則として、市のホームページ又は担当課の窓口で公表しています（非公表の附属機関もあります）。

Ⅱ 協働の取組

1 未来づくりパートナー事業（西宮市協働事業提案制度）（条例第15条関係）

市内で活動している団体からの提案にもとづき、地域課題や社会的課題の解決及び地域力の向上に資する事業を団体と市の機関が「協働」して実施し、市がその費用の一部を助成する制度です。事業の実施を通じて、多様な主体による公共サービスの提供、地域における課題解決力の向上、地域課題や社会的課題の発見及び共有、協働意識の醸成を図ることを目的としています。

(1) 提案及び実施状況

募集区分	募集件数	提案件数	一次審査通過件数	二次審査通過・実施件数
テーマ設定型	1件	5件	5件	1件
地域力向上型	おおむね5件	8件	5件	5件
コロナ課題解決型	おおむね10件	5件	4件	4件

※ 自由提案型については、新型コロナウイルス感染症の影響により市の協働体制の確保が困難な状況であったため、事業の募集を見送りました。

地域や社会を元気にする取組を応援します!
令和5年度 未来づくりパートナー事業 募集

地域・社会的課題解決や地域力の向上につながる取組を募集します。皆さんの豊かな知識や経験を生かした事業提案をお待ちしています。

募集期間:
 2023.2/24(金) ~ 2023.3/27(月)

募集区分

- テーマ設定型 助成金上限30万円**
 市が設定するテーマに合った事業を団体が企画・提案し、市と協働して実施するもの。
令和5年度 少子化対策に関する各種事業(子育て支援、男女共同参画推進等) 子育ての悩みや不安の軽減につながる事業の企画・実施 高齢者に対する介護予防、子育て世代が暮らしやすいまちづくり取組
- 地域力向上型 助成金上限10万円**
 地域課題(自治会等)が、地域課題の解決や地域力の向上につながる事業を企画・提案し、市が主に資金面でサポートを行うもの。
- コロナ課題解決型 助成金上限30万円**
 団体が、コロナを契機とした課題の解決等に特化した事業を企画・提案・実施し、市が主に資金面でサポートを行うもの。

お問い合わせ 西宮市 市民協働推進課(西宮市役所本庁舎7階)
 〒662-8567 西宮市大池町10番3号
 TEL: 0798-35-3764 E-mail: vo_chiki@nishi.or.jp

対象事業 以下の条件をすべて満たす事業 ※1団体につき提案できる事業は1事業までとします。

区分	テーマ設定型	地域力向上型	コロナ課題解決型
対象	市民活動団体 地域活動団体	地域活動団体	市民活動団体 地域活動団体
内容	令和5年度から地域に貢献する事業 安心して暮らすための取組を実施して実施する事業	市民が主体的に活動する事業 地域課題の解決や地域力の向上につながる事業	活動に込めて、 既に実施している事業も含む 後援としてコロナの影響を受けている団体の解決支援(フェリスコロナ社会における持続可能な地域づくりに関する事業)
要件	※地域課題や社会的課題の解決又は市民サービス・市民協働促進・地域力の向上に資するもので、具体的な効果や成果が期待できる事業 ※事業団体が主体的となり、団体が責任を負う(スキル/ノウハウ/ネットワーク等)を活用して実施することが可能と認められ、具体的な効果や成果が期待できる事業 ※協賛団体内で実施され、協賛団体が主要な役割となる事業 ※予算の届出や承認等の取組が適正である事業		

※市民活動団体・特定のテーマの中心として活動している団体(市民活動団体)やNPO等団体、ボランティア団体など
 ※地域活動団体・特定のテーマ・地域を主眼として活動している団体(市民活動団体、コミュニティ、その他市民活動団体、青少年活動団体等)を指す

対象外の事業 (該当のもの)

- 団体の運営に対する支援となるもの
- 団体の職員や関係者の取組を主な内容とするもの
- 特定の個人や団体のみの取組を受ける事業又は非営利団体のイベント事業
- 協賛事業が協賛者の外部団体から依頼を受けている事業

全体の流れ

- 募集期間: 3月27日(月)まで
- 市との協議: (4月下旬予定)
- 一次審査(書類): (4月下旬予定)
- 二次審査(面接会): (5月上旬～中旬予定)
- 結果通知: (5月下旬予定)
- 事業開始: (6月上旬～10月2月)
- 事業報告: (事業終了後)

提案できる団体

次の条件を満たす非営利組織体(NPO等)団体、ボランティア団体、自治会等の地域活動団体等とします。

- 西宮市内に事業所又は活動拠点を有すること。
- 団体の役員数が5人以上であり、団体及び事業の責任者が明確であること。
- 組織の書類に関する定款・規約・会則等の定めを有していること。
- 手続・決算等の取組が適正に行われていること。
- 事業活動、政治活動及び選挙活動を目的とする団体でないこと。

※詳細は募集要項をご覧ください。

この事業は、「まちづくり推進協議会」を協賛している下記の団体の協力を活用して実施しています。
 ◆大阪ガス株式会社 協 学校法人西宮学園 協 利根社社リーディング・パートナーズ 協 協賛電機株式会社 協
(協賛団体 西宮市協働推進課)

(2) 西宮市協働事業提案審査会の開催

- 【開催日】 ① 令和5年5月8日(月) 9:00~13:20
② 令和5年5月15日(月) 9:00~11:45

- 【場所】 ① 西宮市役所第二庁舎6階 B602 会議室
② 西宮市役所第二庁舎4階 B405 会議室

【審査対象】 14 事業

《テーマ設定型》

- ・ともに子育てを楽しむ西宮へ ～子育てパパママ応援事業～
- ・「ままもぱも」地域とつながり、安心して子育てできるまちづくりを進める事業
- ・森のネウボラの子そだてひろば「森であそぼう！まなぼう！」
- ・～どんな子どもも取り残さない～ 「インクルーシブなまち」西宮で安心して出産・育児を
- ・次世代のこども支援者育成事業

《地域力向上型》

- ・ホームページによる防災意識の継続的な啓蒙
- ・子育て世代を対象にしたイベントと地域課題/ニーズ調査
—子育てしやすい街、甲子園口をめざして—
- ・「環境学習都市宣言」20周年 夙川公園の歴史と環境から学ぶ西宮の未来
- ・自治会活動の活性化をめざして
- ・自治会員の防災意識向上事業

《コロナ課題解決型》

- ・多胎家庭の子育て支援ウィズコロナ
～子どもも親も楽しく過ごせる活動の場～
- ・障がいのある子どもを持つ親がつながる講座
- ・脱ワンオペ育児 in 西宮 ～地域で支える子育て～vol.2
- ・プレーパークで子育て親育ち（よちよちプレーパークと子育て相談）

【審査結果】 審査会の審査結果を踏まえ、一次審査を通過した14事業中10事業が採択されました。

<西宮市協働事業提案審査会委員>

(令和5年4月1日時点)

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	伊丹 康二	学識経験者	武庫川女子大学 准教授
副会長	西明 直子	市内活動団体からの推薦	西宮コミュニティ協会 専務理事
委員	森下 こずえ	学識経験者	西宮市NPO等団体と行政との協働会議 幹事
委員	猪坂 幸司	市民	公募委員
委員	桃谷 修司	市民	公募委員

(3) 採択事業について

1	事業名	「ままもばばも」地域とつながり、安心して子育てできるまちづくりを進める事業
	提案団体	特定非営利活動法人にしのみや次世代育成支援協会
	区分	テーマ設定型
	関係課	人権推進部 男女共同参画推進課
2	事業名	ホームページによる防災意識の継続的な啓蒙
	提案団体	中浜・堀切町自治会
	区分	地域力向上型
3	事業名	子育て世代を対象にしたイベントと地域課題/ニーズ調査 一子育てしやすい街、甲子園口をめざして一
	提案団体	甲子園口地区まちづくり協議会
	区分	地域力向上型

4	事業名	「環境学習都市宣言」20周年 夙川公園の歴史と環境から学ぶ西宮の未来
	提案団体	香櫨園コミュニティ協議会
	区分	地域力向上型
5	事業名	自治会活動の活性化をめざして
	提案団体	深津自治会推進委員会
	区分	地域力向上型
6	事業名	自治会員の防災意識向上事業
	提案団体	昭和園自治会
	区分	地域力向上型
7	事業名	多胎家庭の子育て支援ウィズコロナ ～子どもも親も楽しく過ごせる活動の場～
	提案団体	双子みつごサークル cherry
	区分	コロナ課題解決型
8	事業名	障がいのある子どもを持つ親がつながる講座
	提案団体	特定非営利活動法人ビレッジ
	区分	コロナ課題解決型
9	事業名	脱ワンオペ育児 in 西宮～地域で支える子育て～vol.2
	提案団体	特定非営利活動法人 a little
	区分	コロナ課題解決型
10	事業名	プレーパークで子育て親育ち（よちよちプレーパークと子育て相談）
	提案団体	にしのみや遊び場つくろう会
	区分	コロナ課題解決型

※ 各事業の詳細については、10～19 ページの報告書をご覧ください。

「ままもぱぱも」地域とつながり、安心して子育てできるまちづくりを進める事業

NPO 法人にしのみや次世代育成支援協会（関係課：男女共同参画推進課）

テーマ設定型

事業費 279,989 円

助成額 212,000 円

●当初の課題・事業目的

共働き世帯の増加、核家族化、地縁の希薄化により子育て世帯が孤立し、漠然とした子育てに対する不安などが要因となり、出生率の低下に影響していると考えられる。乳幼児を連れてふらっと立ち寄れる場所で、主に地域住民によりワークショップなどを開催することで、顔が見える関係を築いて地域で子育てする・支えられている安心感を抱くことができ、子育てに対する不安を和らげることが、ひいては出生数の増加につながると考えている。



理事長 泉 明子

●事業概要

- ◆第1回 8月20日(日)10:00～12:00 「ぶれぱぱぶれまま ちょこっとべんきょうかい」 助産師による相談 1組2名
- ◆第2回 9月27日(水)10:30～12:00 「ぶれままヨガの時間&ぶれぱぱトーク」 3組5名
- ◆第3回 10月12日(木)11:00～12:00 「ぱぱもいっしょにぶれままおススメごはん」 2組5名
- ◆第4回 11月26日(日)10:30～12:00 「ぱぱもいっしょにかんたん離乳食」 5組15名
- ◆第5回 12月19日(火) 「ぱぱもままも赤ちゃんもみんなでヨガの時間」 9組18名
- ◆第6回 1月21日(日)10:30～12:30 「ぱぱもいっしょにかんたん離乳食」 2組6名
- ◆第7回 1月21日(日)14:30～15:30 「ぱぱままちょこっとべんきょう会」 助産師による相談
- ◆第8回 2月6日(火)13:30～14:30 「絵本の読み聞かせとちょこっとべんきょう会」 3組7名
- ◆第9回 2月11日(日)10:30～11:30 「ぱぱもままも赤ちゃんもみんなでヨガの時間」 3組8名



●事業の成果・工夫した点

ぱぱにもままにも関心を持ってもらい多様なニーズに応えられるように、また連続して参加できるように、テーマを複数設定し、つながる機会を持つ工夫をした。ぱぱが離乳食づくりやヨガに参加する、スタッフと顔が見える関係ができる、参加者同士のつながりが生まれるなど、一定の成果があった。

●苦労した点・今後の課題

ぶれぱぱ・ぶれままからのつながりを持つことが大切だと考えていたが、ピンポイントに情報を提供することが難しく、つながりを持つことができなかった。参加者からのニーズを拾って開催回数を増やすなどしたことで、事業開催の間隔が短くなり、広報スケジュールがタイトになってしまった。

●参加者のコメント

【ヨガ】上の子をスタッフが見てくれていて助かった。体を動かす機会があまりないので、とてもスッキリした。赤ちゃんと一緒にできて嬉しかった【離乳食】実際に作って食べることでイメージがわき楽しみになった。悩んでいたのがアイデアをいただけてありがたかった。味のつけ方や自分たちの食事を一緒に作る方法を知ることができてよかった【絵本】自分では選ばない絵本を見られて楽しかった。

ホームページによる防災意識の継続的な啓蒙

中浜・堀切町自治会

事業費 68,095 円

助成額 54,000 円

●当初の課題・事業目的

防災活動は自治会活動の中で最も重要な活動の一つであり、当自治会も避難訓練、防災訓練、防災ガイドブックの作成などを実施してきた。しかし、活動した直後は意識も高いがやがて低くなり、防災意識を継続させることが課題である。

防災に重点をおいたホームページを作成することで、常に防災意識を継続的に高めてもらうことを計画した。



会長 安達 孝治

●事業概要

当初、ホームページの作成は業者に依頼し、その後はホームページの利用促進に重点をおいた活動を実施予定であった。しかし、防災に重点をおいた自治会のホームページを作成するには、業者でなく自治会で自主的に作成すべきであるとの結論に至った。その結果、予想を超える時間と労力がかかり開設は当初の予定通りとならなかったが、自治会委員の意見が反映されたホームページを作成することが出来た。

開設までのプロセスは下記の通り。

6月～8月 自治会定例委員会でホームページ作成の目的と意義について議論。作成委員会発足。

9月～11月 自治会内で作成依頼者を発掘し運営委員会発足。作成開始。運用規則設定。

12月～1月 内容の最終チェックを行い、2月1日開設。その後利用促進を展開中。



●事業の成果・工夫した点

- ・ホームページ作成の目的、意義を何度も自治会定例委員会で議論したことで、自治会委員のホームページに対する意識を共有することができた。
- ・防災に関心にもってもらえるようにと防災についてのサイトはキャラクターを使った会話形式にしたことが好評であった。

●苦勞した点・今後の課題

ホームページを自治会で作成することが決定したものの、誰が作成するのか、メンテナンスはどうするのか等課題が多く、解決するまで時間がかかった。

そのため、利用説明会が3月にずれることになった。自治会員への利用促進とコンテンツの充実が今後の課題である。

●代表者の感想

自治会主体のホームページ作成は大変な作業であったが、今年発生した能登半島地震の地域の果たすべき役割を考えたとき、災害時こそホームページを活用した防災活動ができるのではないかと思います。

●当初の課題・事業目的

未就学児に対する施設が多い地域にもかかわらず子育て世代の地域活動への関心が薄いことを第一の課題とし、各地域活動団体の高齢化が進むなか、次世代の力となる層への働きかけの一步として、乳幼児、未就学児、児童、異世代交流のイベント活動を通して安心して楽しく暮らせる地域であるためにニーズを明確にする。



会長 山谷 邦治

●事業概要

1. 7/23 離乳食レッスン・子育て相談会 講師：栄養士・栄養教諭 日向倫子さん 参加者数：6人
2. 9/24 まちづくりカフェ 小学生とともに 小学生12人がお手伝いとして参加
3. 11/18.19 青空おはなしの会 講師：酒井陽子さん 参加者数：子ども24人、大人40人
4. 1/7 親子、地域住民交流 花とインクアートで作品を作しましょう
講師：アトリエウィズ Ink Artist 川井美樹さん 参加者数：親子11組24人、地域住民10名

各イベントでアンケート調査を実施。

小学校の協力もあり、カフェの小学生お手伝い募集には、12人の募集に70人の応募があり、当日には保護者友人などが多数来店。来年の開催も期待されている。



●事業の成果・工夫した点

不登校児からのカフェ小学生お手伝いの希望があり、教頭先生とも相談のうえ、参加してもらった。当日はいきいきと活動。いろいろな形で居場所づくりの役割も果たせた。

商店街の催しとコラボしたことで、日頃地域の活動を知らない人に働きかけることができた。

●苦勞した点・今後の課題

地域内のポスター掲示、回覧だけでは周知がいき届かなかった。

アンケート調査に関しては、対面で賞品を付けると回答が集まるが、ポスター、回覧、お手紙ではほとんど回答がなかった

アンケート結果でイベントへの期待は大きいですが、質、投資（金）、人材が課題。

●代表者の感想

子育てしやすい街は地域コミュニティを基本として成り立っていくものだと再認識。

商店街があることでイベントへの期待値が大きいこと、空き店舗のキッズステーション、児童館的な施設の必要性など。ただし地域では解決できない問題をあげるアンケートも多く、行政との連携も視野に入れて考えていくべき課題の一つとなるでしょう。

●当初の課題・事業目的

夙川公園は地域住民と行政の協力のもと、昭和 12 年に完成しました。
これは今、喧伝されている SGD の先取りです。
この都会の中の自然、山から海まで続いている緑豊かな夙川公園の歴史と経緯を知ることが、過去から引き継いだこの素晴らしい遺産を西宮の未来へ引き渡すこととなります。



会長 平野 茂

●事業概要

- 小さな生き物も自然と深いがり繋がりがあることを知ることが大事。
- ・『オオクワガタ教室』 7月15日(土) 香櫛園市民センター 参加者：28名 (付き添い保護者は除く)
 - ・『クモの糸の謎に迫る!』 9月30日(土) 香櫛園市民センター
講師：奈良県立医科大学名誉教授 大崎 茂芳 氏 参加者：41名
地域の歴史を知る事によって、地域に愛着と誇りを持つことになる。
 - ・『夙川・香櫛園の変遷を知る! 夙川流域街歩き』 夙川公民館 講師：足立 年樹 氏
《第1回》10月30日(月) 参加者：28名 《第2回》11月9日(木) 参加者：19名
 - ・『夙川・香櫛園プチ検定』 11月19日(日) 香櫛園市民センター
講師：西宮芦屋研究所 副所長 小西 巧治 氏 参加者：13名
夙川オアシスロードを実際に歩くことによって、都会に残された素晴らしい自然を知ることにつながる。
 - ・『わんわんパレード』 10月14日(土) 夙川オアシスロード 参加者：32組 64名
書いたり描いたりすることによって、自然を見つめることになる。
 - ・『子ども作品展』 11月7日(火)～12日(日) 市民ギャラリー
作品総数：126点 (小学生 100点、中学生 26点) 来場者数：272名



●事業の成果・工夫した点

- ・小さな虫を育てることで、虫たちも自然と深い関わりを持って自然の中で生きていることを学んでもらうことができた。
- ・『オオクワガタ教室』の幼虫の確保を前年に行った。
- ・犬と散歩しながら子どもの見守りをお願いして、新たに 10 人に『こうろえんみまもり隊』に加入してもらった。

●苦勞した点・今後の課題

- ・『オオクワガタ教室』では、飼育方法が子供には難しいので、保護者の同伴をお願いした。
- ・屋外の行事(街歩き)は天候に左右されるので、実施には気を使った。
- ・わんわんパレードでは、社会的な躰ができていないことを参加条件にした。
- ・パレード時の交通整理に苦勞した。

●代表者の感想

- ・3年前に、西日本では初めて夙川オアシスロードで『わんわんパレード』をしましたが、3回目の今年も好評で、参加者の声を受けて今後は地域の恒例行事にする予定です。
- ・今、子ども達の身近に昆虫や小動物がいないので、触ることは殆どありません。
身近な昆虫の飼育から、自然環境に興味を持ってもらうのが一番です。クワガタ教室は今年で3回目です。

自治会活動の活性化をめざして

深津自治会推進委員会

事業費 81,986 円

助成額 58,000 円

●当初の課題・事業目的

深津町自治会に対して、自治会の必要性に疑問を持つ住民も存在しているが、それを踏まえた上で、地域のコミュニティ活動を模索する。自治会に関心を持ち、自治会の必要性を感じていただけるように、あらゆる方法で、深津町自治会に未加入の住民に対しても深津の状況等を広報し、初めてでも参加してみようと思う企画を考え、新しい住民の参加を促す。参加してくれる会員が「お手伝いしましょうか」と言っていただけの環境づくりを進める。



委員長 和田 健二

●事業概要

従来、コロナの関係で、会館を使っのイベントは中止してきたが、今年度は会館を使って行うイベントを企画した。

甲南大学の学生と意見交換し、夏休みに「夏休み交流学びの場」を企画し、理科実験「スライム作り」等を実施した。また、「鍋帽子を使う料理の実習講座」を日曜日に開催すると、小学生、保護者、高齢者の参加があり、三世代の参加申し込みがあった。このイベントは今後のやり方の参考にしたい。

ライフスタイルが多様化してきた今、イベントに参加できない住民に対して、LINE WORKS を使った広報を検討した。紙の広報とネットを使った広報について学生と話し合った。



●事業の成果・工夫した点

仕事をしている方に対して、イベントを土曜・日曜に開催することにより、子どもと保護者の参加があった。

保護者と一緒に参加した子どもにも、大人と同じプレゼントを渡すことで、子どもたちが大喜びしていた。

●苦勞した点・今後の課題

一度参加してくれたら何度も参加してくれているので、新しい企画を考え、新しい人の参加を模索する。ライフスタイルが多様化した今、来期は少人数のイベントを企画し、新たな部門「クリエイティ部」で実施しようとする。

役員でなくスタッフという形で実施し、敷居を低くして取り組もうと思う。

●責任者の感想

三年間、「自治会の活性化」を委員長と取り組んできた。まだまだ道半ばだが、新しい役員の参加や新しい会員のイベント参加等、少しずつ目に見える動きもあった。来期は推進委員会と「クリエイティ部」で新たな試みを進めていこうと考えている。

自治会員の防災意識向上事業

昭和園自治会

事業費 149,600 円

助成額 100,000 円

●当初の課題・事業目的

昭和園自治会では約30年前に阪神淡路大震災を経験したものの、近年自治会員の防災意識が希薄になってきており、高齢者、未成年者が4割近くを占めている人員構成から、災害発生時には自治会員同士の共助が必要となる。そのため「防災マニュアル」を作成し、まず自分・自宅の安全を確認した上で、自宅周囲の方々の安否確認を行なえるように、そのツールとして「災害時安否確認カード」を自治会内全戸配布する。



会長 安井 陽一

●事業概要

1. 防災マニュアルの作成・「災害時安否確認カード」の配布

防災士・坂倉久義を筆頭に8名の自治会員により3月に発足した防災チームにて、防災マニュアル「ひとりでも始められる防災活動情報」の作成を企画。

市・地域防災支援課の協力を得て完成した冊子1500部は、8月中旬に「災害時安否確認カード」を添付して自治会内全戸配布を完了。

2. 防災ウォークの実施

災害を想定し、11月11日(土)に、広田小学校体育館まで2kg程の荷物を背負って歩いてもらう。体育館内で防災グッズの紹介、阪神淡路大震災の写真の展示を行う。



●事業の成果・工夫した点

防災ウォークの参加者には、出発前に「安否確認カード」を玄関前に掛けてきてもらうようにした。

防災マニュアル「ひとりでも始められる防災活動情報」は、なるべく簡潔に要点を絞って誰でも見易い冊子に仕上げた。

●苦勞した点・今後の課題

今回の配布物は自治会員だけでなく、自治会内住民の全戸配布のため、配布作業に若干手間取った。

今後は防災ウォークの参加者を増やす工夫が必須となる。

●代表者の感想

永年にわたり大所帯の昭和園自治会では防災活動が出来ていなかったが、今回初めて「防災ウォーク」という形で防災訓練が実現し、これをきっかけに自治会員の防災意識が向上することを確信しています。

(昭和園自治会長 安井 陽一)

多胎家庭の子育て支援ウィズコロナ ～子どもも親も楽しく過ごせる活動の場～

双子みつごサークル cherry

コロナ課題解決型

事業費 193,013 円
助成額 115,000 円

●当初の課題・事業目的

そもそも外出が困難な多胎家庭にとって、コロナ禍で外出は更に困難になっていたと思われ、今までと同じ代わり映えしない内容の活動では、その困難を押してでも外出したい、活動に参加したいと思ってもらえなかったことが前年度活動してみたの課題でした。ウィズコロナで活動の制限が緩和されるので、今までできなかった大規模なイベント型の活動の開催とサポート体制の充実で参加意欲を引き出し、たくさんの方に参加してもらい、従来活動への参加増にも結び付けるべく、事業に取り組みました。



責任者 中村 啓実

●事業概要

- ① 夕涼み会 2023年7月29日(土) おへやレンタルまんまるみかん 参加組数12組
親子でお祭り屋台風ブースをまわり、団扇や輪ゴム鉄砲を作ったり、かき氷を自分で作って食べたりして楽しみました。
- ② 甲山ハイキング 2023年10月1日(日) 甲山森林公園・甲山キャンプ場 参加組数7組
甲山森林公園～甲山キャンプ場までの往復を皆でハイキング。キャンプ場では野外調理や自然遊びを楽しみました。
- ③ クリスマス会 2023年12月22日(金) 西宮市市民交流センター 参加組数10組
1部はクリスマスにちなんだリトミック、2部は皆でクリスマスツリーの制作と、クリスマスケーキの調理を楽しみました。
- ④ つどい場 2024年2月17日(土) 市民交流センター、男女共同参画センターウエーブ 参加組数10組
「備えは常に！」をテーマに、1部では災害時などの備え・動き・心のケアを学びながら身体を動かして遊ぶうんどうあそびを楽しみ、2部では子どもを託児し、大人だけで、救急法を学んだり備えについて皆で話したりしました。



●事業の成果・工夫した点

今までにない内容のイベントを開催出来たことで、普段参加されていない方々の参加が多くありました。また、サポート体制を充実させたことで、いつも参加されている方も普段以上に楽しめた様子で満足度が高かったです。

アンケートを通じて、楽しい企画への感謝の声が多くありました。

●苦勞した点・今後の課題

参加者数は想定を下回る事が多く、イベントの周知はそれなりにできていたと思いますが、残念ながら参加者数を増やすことには繋がりませんでした。早くに復職する家庭が増えているため、タイミングよく育休中に活動に参加できる方が少ないと感じました。参加対象を多胎家庭以外にも広げる、土日開催を増やす等、少し視点を変えて、時代に沿ったやり方に変えていく事が今後の課題と考えます。

●責任者の感想

今までは予算や人員が足りず、またコロナの制限もあり、大きなイベントはなかなか開催できませんでしたが、今回助成金を頂けたことで、普段はできないような内容のイベントを企画することができました。参加者からは、「自分1人ではできないことができて楽しかった」「サポートが手厚くてとても助かった」「子ども達が想像以上に楽しんでた」「日曜日だったのでパパも参加できた」等々嬉しい感想をたくさん頂きました。頑張って企画してみて良かったです♪

障がいのある子どもを持つ親がつながる講座

特定非営利活動法人ビレッジ

事業費 149,764 円

助成額 118,000 円

●当初の課題・事業目的

コロナ禍において障がいのある子どもをもつ親同士が繋がれる学校や園での行事が縮小され、日常生活や進路選択についてなど、気軽に話したり情報を得る機会が失われてきました。そうした親の情報不足が子どもへの療育や進路選択、または親の心理面にも影響することが考えられます。そこで、親同士が子どもたちの将来の仕事や生活のことを学び合い、繋がりを作り、これから先に一家族では解決できないことでも、それぞれの体験や知見を持ち寄り、子どもにとって最適な選択ができる仕組みづくりにつなげます。



代表理事 出路 賢之介

●事業概要

障がいのある子どもたちのママとパパが「知っておきたい」講座を実施（会場：西宮市市民交流センター）

■第1回『いまから知っておきたい成年後見の仕組みと考えかた』

講師：増田繁男さん（社会保険労務士）

2023年12月13日（水）10：30～12：30 参加者数：38名（会場21名・オンライン17名）

■第2回『障がいのある子どもを持つお父さんが知っておきたいこと』

2024年1月13日（土）18：30～20：30 参加者数：37名（会場18名・オンライン19名）

■第3回『もっと知りたい！放デイ選びのあれこれ Q&A 』

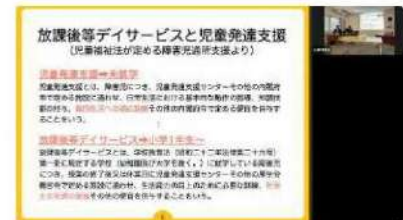
講師：若松周平さん（えびす夙川） 木田由紀子さん（eravu）※放デイ運営事業者

2024年1月24日（水）10：30～12：30 参加者数：29名（会場14名・オンライン15名）

■第4回『なんとなく気になっていること、障がいのある子をもつ親同士で話してみよう』

講師：青木さん、孫さん、荻野さん（コーチングメンバー）

2024年2月21日（水）10：00～12：00 参加者数：6名（会場のみ）



●事業の成果・工夫した点

講義形式に加えて、今年度は参加者同士がコミュニケーションをとったり、つながりができるプログラムを実施。会場参加者全員が自己紹介する時間を取ったことで参加者同士の共通点が確認できたり、共感が生まれ、講座終了後も自然と連絡先の交換をする姿も見られた。お父さん向け企画は参加者からの協力もあり今後も継続実施することとなった。

●苦勞した点・今後の課題

今年度はマイク／スピーカーを導入するなどハイブリット開催の満足度を高めるように準備をしたがそれでもオンライン側では音質、双方向のやり取りなどで課題は残った。また今年度は開催した講座の4回中2回が特別支援学校の行事と重なってしまい参加希望されながらも不参加となった方も多くいらっしやった。今後は土日開催も検討したい。

●代表者の感想

学習型講座の参加者からは「知らなかったことを知ることができた」「漠然としたものが今回でより明確になった」など学びが得られたというコメントを多くいただいた。またコミュニケーション型講座の参加者からは「共感したり、なるほどと学びがあったり、色々考えなおす機会になった」など、ご自身の気持ちが前向きになった方のコメントが多く、今後も定期的に開催したいという思いを強くした。

脱ワンオペ育児in西宮～地域で支える子育て～vol.2

NPO 法人 a little

事業費 940,979 円

助成額 300,000 円

●当初の課題・事業目的

3年間のコロナ禍で多くの情報と居場所、日々の何気ない会話が失われ、安心して子育てをできる環境が著しく減った。コミュニケーションを取る機会も減り、情報をキャッチすることが難しくなり、地域とのつながりがないまま子育てをしている世帯が増えた。官民 mix の資源を可視化し、子育て世帯へ情報を届けるために情報誌を作成した。また、支援者同士も互いを知ること、市内の子育て支援をボトムアップすることを期待した。



理事長 坂口 裕子

●事業概要

西宮で子育てをしている市民や支援団体が協力をし、子育て中の市民へのアンケートをもとに企画運営した。にしのみや子育てマガジン tomoni vol.2(秋冬号)を2023年10月末に一万部、tomoni vol.3(春夏号)を2024年2月末に五千部発行。(創刊号を2022年度に発行。)

市内の公共機関、市役所・支所・子育て広場・図書館・保健センターへは市民協働推進課の協力を得て配架した。民間の支援団体や企業・商店・産院・小児科などには手渡しその他、郵送で届け設置を依頼した。

地域全体で子育てを応援する町になるために、企業・商店・医院を周り、広告・協賛を募集し、市民団体19団体・企業・店舗33社、医院4院の協力を得ることができた。

地域情報サイト「西宮つーしん」と協同ウェブサイトを開設し、より多くの子育て世帯に情報を提供できるようになった。



●事業の成果・工夫した点

毎号アンケートを行い、子育て世帯のニーズをはかり紙面を作った。多くの読者から新しい情報や人に伝えたい情報を得ることができたと回答を得られた。読者から発信に参加したいとの声上がり仲間が増えた。資金面では広告・協賛を得ることで持続可能な事業として発展していく光が見えた。

●苦勞した点・今後の課題

編集員は子育て中の市民ボランティアで構成しているため、広告・協賛などを集めるために営業へ回る時間を捻出することが難しかった。仲間をさらに増やしていく必要がある。公共機関での配架は市の後援があることが前提にあるため、未来づくりパートナー事業を卒業した後の公共機関での配架の道筋がまだ見えていない。

●参加者のコメント

編集員として活動することで西宮市内の様々な資源に触れることができました。子育てしながら、仕事をしながらの活動は大変だったと感じる一方で、自分自身も情報を得て、人と場所とつながることができたことで、さらに西宮の町を好きになり、日々が楽しくなりました。今後も情報発信を続けていきたいと思えます。ありがとうございました。編集員より。

プレーパークで子育て親育ち (よちよちプレーパークと子育て相談)

にしのみや遊び場つくろう会

事業費 398,813 円
助成額 300,000 円

●当初の課題・事業目的

各施設での人数緩和や、マスク着用の自由など、コロナの感染状況やその社会情勢は変化しているが、乳幼児に関してはその育ちなど、3年間のコロナ禍が影響しているところがあると思われる。また、保護者も他の保護者と話す場面が増えたとは言えるものの、屋外の方が安心できるようだ。そのため、事業の継続を通して、より乳幼児の育ちのサポートや保護者同士の繋がりを深め、子育て支援に寄与したいと思った。また「お客さん」になりがちな参加者自身が、主体的に取り組むイベントを企画運営することを実施し、地域の活性化をより加速することを目的とした。



代表 米山 清美

●事業概要

【よちよちプレーパーク】毎月第2第4月曜日 10:00~13:00

これまで同様に、乳幼児に特化したプレーパークとし、環境整備と共に、子育て経験のある小中学生の保護者にも見守りを依頼し、乳幼児保護者のサポートをする。プレーリーダーを配置し、子どもたちの遊びを見守る。

【子育て相談】毎月第2水曜日 14:00~15:30

助産師に加えて、薬剤師なども講師として入った。保護者が相談している間、子どもたちの遊びを見守る人を配置した。

【保護者主体のイベントの実施】7月30日サマーフェス、12月23日クリスマス

よちよちプレーパークの参加保護者を中心に企画運営して実施した。参加は一般の親子や小中学生も可としプレーリーダーがサポートした。



●事業の成果・工夫した点

近隣の保育施設とも連携して、乳幼児保護者への啓発に努めた。昨年から継続したこともあり、在宅の保護者には定着してきたが、年々保活が早まり、2歳児はもとより1歳児すら在宅幼児は少なくなってきた。ただ、0歳児にも啓発してきた結果、育休が終わる前に外遊びに訪れるようになった。生後数ヶ月の子どもたちも訪れるようになり親子でリラックスする姿がみられた。

●苦労した点・今後の課題

年々保育所に入れる子供の年齢が低くなっている。3年保育の幼稚園ではなく、0歳児から保育園に入れる保護者が増えている。職場復帰が早まっているのだが、ゆったり子育てをしようという子育て世代は減っている現状だ。今後の課題はそんな親子にとっての居場所を地域に作ることだと思われる。また職場の休業日などにも利用できる場や、地域とのつながりも必要だと思われる。

●代表者の感想

「児童館に行っていたが、9ヶ月の娘がハイハイをして誰にでも近づいていくので、ある保護者から疎まれたようなことがあった。それ以来児童館には行けず困っていたが、このプレーパークに出会って本当にうれしかった」と、初めて訪れた保護者が話していたことが印象的だった。母親はよちよちプレーパーク以外にも毎週のように訪れ子どもはしっかりと歩く活発な子になった。乳幼児期の親子を少しでも支えることが出来たら幸いで、協働事業が終了しても当会ではこの活動を続けていこうと思っている。

2 市の機関による協働の取組状況 (条例第 14 条関係)

市は、自治会等の地域活動団体、NPO 等団体、ボランティア団体、大学、企業など、様々な主体との協働事業に取り組んでいます。また、協働には、委託、補助、共催、実行委員会等の形態があり、事業の内容や目的に応じて適切な形態を選択する必要があります。

● 令和 5 年度中の協働事業実施件数 **129 事業**

< 団体別内訳 >

地域団体	NPO 等 団体	非営利 団体	協議会 ・連絡会	実行 委員会	学校	企業	その他 団体等
39	32	14	17	10	7	4	33

※ 1 事業で複数団体と協働している場合は、それぞれでカウントしています。

< 協働の形態別内訳 >

委託	補助・助成等	共催	実行委員会	その他
40	17	39	6	31

※ 複数の形態に分類される場合については、それぞれの形態でカウントしています。

< 市部局別内訳 >

政策	総務	市民	産業 文化	健康 福祉	こども 支援	環境	都市	土木	教育
4	3	30	32	31	2	5	3	8	11

※ 1 事業で複数部局が協働している場合は、それぞれでカウントしています。

Ⅲ 参画と協働の啓発の取組

(条例第5条関係)

1 参画と協働のまちづくり講演会

- 【開催日】 令和6年2月17日(土) 13:30~15:30
- 【会場】 市立勤労会館ホール
- 【テーマ】 「地域の未来から、取組みを考える」
- 【講師】 株式会社 HITOTOWA 執行役員 奥河 洋介 氏
- 【参加者】 198人
- 【その他】 西宮コミュニティ協会と市が共催するコミュニティ推進大会で実施



コミュニティ推進大会
～参画と協働のまちづくり～

コミュニティ活動の推進や多様な人とのつながりづくりをテーマに、地域情報誌「ぽっぴ」の発行やおなじみの西宮コミュニティ協会と西宮市が協働して開催します。

2024年
2月17日(土)
開会13時30分
(開場13時00分)

市立勤労会館ホール
(西宮市松原町2-37) **参加無料**

- ※ 申込不要・先着順 (お席に限りがございます。)
- ※ 手紙渡郵・要約印刷付です。

第1部 セレモニー 13:30~14:00
主催者・来賓あいさつ
西宮市わがまち賞・コミュニティ協会賞授賞式

第2部 講演会 14:10~15:30 (閉会)
【地域の未来から、取組みを考える】

皆さまの地域や各活動では人属不足が課題となっていませんか？
講演会では、京甲斐郡田原エリアにおける新たな地域コミュニティづくりに取り組んできた事例の紹介などを踏まえて、持続可能な地域の未来像を提案した人づくりや、住民同士がつながり生まれやすくなる仕組みなど、取組みを見習う際のヒントになるお話をいただきます。

【講師】
奥河 洋介 氏 株式会社 HITOTOWA 執行役員
一般社団法人まちの未来甲子園 理事兼副会長

プロフィール
兵庫県西宮市出身、ネットワーキングの考え方に共感して創設した株式会社HITOTOWAでは、生まれ育った西宮市にある子育て支援施設での取り組みやネットワーキングを基盤とした、一般社団法人まちの未来甲子園の事務局として、地域コミュニティのHARMAP(ハラクマ)の推進に力を入れています。また、地域の未来を共に考える活動にも積極的に参加しています。

主催 西宮コミュニティ協会・西宮市
問合せ先 西宮市役所市民協働推進課
TEL: 0798-38-3764 FAX: 0798-23-5551



2 参画協働研修

- 【開催日】 令和5年12月20日（水）13：30～15：00
- 【会場】 西宮市役所第二庁舎6階 B601会議室
- 【テーマ】 Manager's cafe（未来づくりパートナーズ cafe 課長版）
- 【講師】 株式会社 HITOTOWA 執行役員 奥河 洋介 氏
- 【内容】 課長級職員同士のコミュニケーション促進や関係性構築を図るとともに、多様な主体の協働・連携の視点の重要性の認識を深めることを目的に、「地域の担い手」をテーマとした意見交換のほか、「まちなね浜甲子園」における取組紹介を実施。
- 【参加者】 18人（課長級職員）
- 【その他】 市民協働推進課と生涯学習企画課との共催により実施



3 新入職員研修

- 【実施日】 令和5年4月12日（水）13：00～14：00
- 【会場】 西宮市役所第二庁舎4階 B405・406会議室
- 【内容】 新入職員の参画・協働の意識や理解を高めることを目的に、西宮市参画と協働の推進に関する条例の趣旨や、条例にもとづく取組に関する講義を実施。
- 【講師】 市民協働推進課職員
- 【参加者】 69人（令和5年度新入職員）



IV その他の取組

1 西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会（条例第 18 条関係）

市の参画と協働の取組について、市以外の観点から検証するために設置された附属機関です。同委員会において、「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の改正に関する意見が寄せられました。いただいた意見は、今後の条例の見直しや取組の改善に生かしていきます。

<開催結果>

第 1 回	開催日時	令和5年4月25日（火）13:00~15:15
	場 所	西宮市役所第二庁舎6階 B606・608 会議室
	審議内容	西宮市参画と協働の推進に関する条例の改正及び取組の改善について
第 2 回	開催日時	令和5年6月28日（金）13:00~14:15
	場 所	西宮市役所本庁舎2階 A252 会議室
	審議内容	西宮市参画と協働の推進に関する条例の見直しについての提言書について
第 3 回	開催日時	令和5年11月29日（水）15:00~17:00
	場 所	西宮市役所第二庁舎4階 B402・403 会議室
	審議内容	西宮市参画と協働の推進に関する条例の改正点について

※ 評価委員会の議事録は、市のホームページ「西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会」のページ（ページ番号：18794032）で公表しています。

<西宮市参画と協働の推進に関する条例についての提言書>

令和5年7月31日、同委員会（直田春夫会長、関嘉寛副会長）から、「西宮市参画と協働の推進に関する条例についての提言書」が市長に提出されました。提言書は、同委員会にて令和4年2月から6回にわたり、条例に基づく市の取組状況や条例改正の必要の有無について検証された結果をまとめたものです。



※ 提言書は、市のホームページ「西宮市参画と協働の推進に関する条例についての提言書が提出されました」のページ（ページ番号：67474813）で公表しています。

<西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会委員>

(～令和5年7月31日)

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	直田 春夫	学識経験者	特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 理事長
副会長	関 嘉寛	学識経験者	関西学院大学 教授
委員	西明 直子	市内活動団体 からの推薦	西宮コミュニティ協会 専務理事
委員	清水 明彦	市内活動団体 からの推薦	西宮市社会福祉協議会 副理事長
委員	廣田 瑞穂	市内活動団体 からの推薦	西宮市NPO等団体と行政との協働会議 幹事
委員	荒木 信夫	市民	市民委員
委員	江草 淑訓	市民	公募委員
委員	岸岡 裕昭	市民	公募委員

(令和5年8月1日～)

役職	氏名	選任区分	職業等
会長	関 嘉寛	学識経験者	関西学院大学 教授
副会長	相川 康子	学識経験者	特定非営利活動法人 NPO 政策研究所 専務理事
委員	西明 直子	市内活動団体 からの推薦	西宮コミュニティ協会 専務理事
委員	清水 明彦	市内活動団体 からの推薦	西宮市社会福祉協議会 副理事長
委員	白石 裕之	市内活動団体 からの推薦	西宮市NPO等団体と行政との協働会議 幹事
委員	永木 嗣也	市民	公募委員
委員	水城 真紀子	市民	公募委員

2 参画の取組予定の公表（条例第 17 条関係）

各担当課における以下の参画の取組予定を一覧にし、市のホームページにて公表しました。

- ・意見提出手続（パブリックコメント）の実施予定
- ・附属機関の開催予定
- ・附属機関の委員公募予定
- ・その他の参画の取組予定

※ 令和 6 年度における取組予定については、市のホームページ「令和 6 年度の参画の取組予定一覧を公表します」のページ（ページ番号：92304431）で公表しています。

3 市民活動等に対する支援制度

市民の皆さんによる自主的・自発的な活動の支援として市が設けている助成金交付、専門家の派遣、物品等の貸与などの様々な支援制度をまとめた一覧を作成し、市のホームページにて公表したほか、自治会等 464 団体へ配布しました。

※ 令和 6 年度中に実施又は募集予定の制度については、市のホームページ「市民活動等に対する支援制度」のページ（ページ番号：41897407）で公表しています。

No.	テーマ	制度名	概要	対象団体等										実施内容	種別事項	募集・募集時期（予定）	問合せ先	ホームページ（ページ番号）	
				宅間自治会	町内会・地区自治会連合会	市民（個人）	市民（個人）	市民（個人）	市民（個人）	市民（個人）	市民（個人）	市民（個人）	市民（個人）						市民（個人）
1	防災	西宮市自主防災組織に係る防災訓練等活動支援事業	地域住民における防災意識の向上及び災害時における円滑な防災活動の実施のため、自主防災組織が自主的に取り組む防災訓練等を市が予算の範囲内で支援する。	○												支援内容はその募集に基づき決定。募集あり。	随時	地域防災支援課 0798-35-3092	78844547
2	防災	西宮市地区防災計画作成支援事業	地域住民の防災意識の向上及び災害時における地域の防災計画による防災活動の円滑な実施のため、自主防災組織等が自主的に取り組む地区防災計画の作成を西宮市が別途支援する。	○												支援内容はその募集に基づき決定。募集あり。	随時	地域防災支援課 0798-35-3092	無し
3	防災	西宮市地域防災訓練器材整備事業	市内の自主防災組織等に所属した自主防災組織又は新築後20年以上を経過した自主防災組織が自主的に防災活動を行うのに必要となる防災訓練器材を整備する。	○												支援内容はその募集に基づき決定。募集あり。	随時（市から該当自主防災組織に連絡）	地域防災支援課 0798-35-3092	無し
4	防災	西宮市地域避難支援制度	西宮市地域避難支援制度で活動する避難支援団体の支援者における避難支援ボランティア・防災活動実務者に対する防災訓練プログラムの参加費の補助金を交付する。	○												対象：避難支援団体要件：個別避難支援計画の提出	随時	地域防災支援課 0798-35-3099	40677320
5	安全安心	消防団生出前講座	市民で10人以上の団体・グループあるいは、市内の学校・食品関係事業者を対象に、調理可能調理等を指導し、食品衛生をテーマに講座を行う。	○	○	○										新型コロナウイルス感染症対策のため受付は中止している。再開については未定。	随時	消防衛生課 0798-25-3068	12405133
6	安全安心	西宮市町内会・地区自治会職員制度	地域住民と市が協働して自転車及び原動機付自転車の点検対象に取り組む。	○		○										町内会・地区自治会職員1人500円のみ市が負担する。	随時	自転車対策課 0798-35-3898	無し
7	安全安心	火災予防に関する指導	火災予防に関する相談及び製品火災についての情報提供、消火器の貸出、消防訓練への参加、防火講座の開催等、火災予防に関する指導を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		随時	消防団子隊課 0798-32-7333	95725266

4 まちづくり支援自販機

市内企業や大学のご協力により設置されている「まちづくり支援自販機」を市民の皆さんが利用することで得られた飲料売上の一部が、市内企業等から市に寄附され、参画と協働のまちづくりを推進する事業に活用されています。

● 令和5年度寄附金収入 285,653円

No.	名 称	設置場所	設置年月
1	学校法人甲南学園	甲南大学西宮キャンパス内	平成21年4月
2	大阪ガス株式会社	大阪ガス(株)今津事務所内	平成21年6月
3	阪神電気鉄道株式会社	阪神甲子園球場内	平成22年3月
4	有限会社スリーアップフーズ	里中町2丁目の敷地内	平成28年11月

<設置協力のお願ひ>

市は、まちづくり支援自販機の設置にご協力いただける企業や学校を募集しています。自動販売機が設置可能な空きスペースがあるなど、設置にご協力いただける場合は、西宮市市民企画課（Tel. 0798-35-3764）までご連絡ください。



西宮市参画と協働の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民等の参画と協働に関し基本的な事項を定めることにより、市民等が持つ豊かな知識及び経験をまちづくりに生かし、市民等と市がよりよい本市の姿を共に考え、その実現に向けて共に行動する地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内で活動し、又は事業を営むものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。
- (4) 参画 市民等が市の政策等の立案、実施及び評価に自主的に参加することをいう。
- (5) 協働 まちづくりを推進するために、市民等と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、信頼関係を構築しつつ相互に補完しながら共に行動することをいう。

(基本原則)

第3条 本市における参画と協働は、次項から第4項までの基本原則に基づいて行うものとする。

- 2 市民は、平等に市政に参画することができる。
- 3 市民等と市は、互いの立場や特性を理解するとともに、それぞれが役割分担をしながら協働してまちづくりを行うものとする。
- 4 市民等と市は、参画と協働を推進するに当たって、それぞれが有する情報を共有するものとする。

(市民等の役割)

第4条 市民等は、参画と協働によるまちづくりに自主的にかかわるよう努めるものとする。

- 2 市民等は、参画と協働に当たっては、市全体の利益を考慮し、自らの意見と行動に責任を持つよう努めるものとする。

(市の機関の役割)

第5条 市の機関は、市民等の多様な意見及び情報を考慮して市政を運営するために、市民等の参画と協働の機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 市の機関は、参画と協働によるまちづくりのための基盤の整備及び積極的な情報提供等必要な施策を実施するものとする。

(意見提出手続)

第6条 市の機関は、次の各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、素案及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、規則で定めるところにより、広く市民等に意見の提出を求める手続(以下「意見提出手続」という。)を行うものとする。ただし、法令等により同様の手続が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市の憲章、宣言等の策定及び変更
- (2) 市政の基本的な計画等の策定及び変更

- (3) 市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃
- (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃

- (5) 市が実施する大規模な施設の設置その他の公共事業に係る計画等の策定及び変更で、規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、作成しようとする案(同項第6号に掲げる事項についての案を除く。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定は、適用しない。

- (1) 軽微なものであるとき。
- (2) 緊急に作成しなければならないものであるとき。
- (3) 法令等の規定による基準に従って作成するものであるとき。

(4) 市の機関の内部の事務処理等に関するものであるとき。

(5) 市税、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関するもの又は補助金その他の金銭の給付に関するものであるとき。

3 意見の提出のための期間は、公表の日から30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、期間を短縮することができる。

4 前項ただし書の規定により期間を短縮しようとするときは、あらかじめその理由を公表しなければならない。

5 市の機関は、提出された意見及びその意見に対する市の考え方を公表するものとする。

6 市の機関は、提出された意見を考慮し、案を作成するものとする。

(説明会等)

第7条 市の機関は、前条第1項各号に掲げる事項についての案を作成しようとするときは、説明会、意見交換会等(以下「説明会等」という。)を設けるよう努めるものとする。

2 市の機関は、前項の規定により説明会等を設けたときは、その結果を公表するものとする。

(政策提案手続)

第8条 市民は、第6条第1項第1号から第3号までに掲げる事項(以下「対象事項」という。)について、市民10人以上の連署をもって、その代表者(以下「提案代表者」という。)から市の機関に対して、案を添えて政策の立案、実施等を提案することができる。ただし、提案される案の全部又は一部が同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

2 市の機関は、前項の規定による提案(以下この条において「提案」という。)を受けたときは、当該提案が対象事項に該当するか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

3 提案が対象事項に該当する場合において、提案代表者からの求めがあるときは、市の機関は、提案者と意見を交換する場を設けることができる。この場合において、意見交換は、西宮市附属機関条例(平成25年西宮市条例第3号)別表に規定する西宮市参画と協働の推進に関する条例評価委員会(以下「委員会」という。)の立会いの下で行わなければならない。[1]

4 市の機関は、提案に係る政策の立案、実施等を行うか否かの決定を行い、提案代表者に通知するものとする。

- 5 市の機関は、第2項又は前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。
- 6 提案代表者は、第2項又は第4項の決定に不服があるときは、市の機関に対して再議を申し立てることができる。

(政策公募手続)

- 第9条 市の機関は、政策の立案、実施等について、市民等に提案を募集すること(以下「政策公募手続」という。)ができる。
- 2 市の機関は、前項の規定に基づき提案を募集したときは、その提案の内容及び市の機関の検討の結果を公表するものとする。

(実施方法等)

- 第10条 市の機関は、意見提出手続、説明会等及び政策公募手続を実施するに当たっては、次の各号に掲げる基準により行うものとする。
- (1) 市民等からより多くの意見及び提案が得られるよう、あらかじめ対象となる事項、実施する手法、日時等を公表すること。
- (2) 市民等からの意見及び提案を十分に検討できるよう、その実施時期及び実施方法に留意すること。
- 2 市の機関は、第6条から前条までの規定による手続等により得られた市民等の意見及び提案を考慮して、案の作成及び政策の立案、実施等を行うよう努めるものとする。

(附属機関等)

- 第11条 市の機関は、附属機関その他意見を求める機関(以下「附属機関等」という。)の委員を選任するときは、次の基準に従うよう努めるものとする。
- (1) 幅広い分野の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 公募により選任する委員(以下「公募委員」という。)を含めること。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合その他公募委員を選任しないことに合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 2 市の機関は、附属機関等の委員を選任したときは、その氏名、年齢、職業、任期等を公表するものとする。ただし、公表しないことに合理的な理由があるときは、この限りでない。
- 3 附属機関等の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 法令等の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 会議の内容が個人情報にかかわるものである場合その他公開しないことに合理的な理由がある場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合
- 4 市の機関は、会議を開催する場合は、あらかじめ開催日時、場所等を公表するものとする。ただし、緊急を要する場合その他公表しないことにやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 5 市の機関は、会議を開催したときは、会議録を作成し、公表するものとする。ただし、会議録に西宮市情報公開条例(昭和61年西宮市条例第22号)第6条各号に規定する非公開情報が記録されている場合は、この限りでない。

(その他の措置)

- 第12条 第6条から前条までの規定に定めるもののほか、市の機関は、案の作成又は政策の立案、実施等に際して、広く市民等の意見及び提案を得るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(住民投票)

- 第13条 市長は、市政に関し、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。
- 2 住民投票を実施しようとするときは、その案件ごとに次の各号に掲げる事項を別に条例で定めるものとする。
- (1) 住民投票に付すべき事項
- (2) 住民投票の期日、資格者、方法及び成立要件
- (3) 住民投票の結果の取扱い

(協働の推進)

- 第14条 市の機関は、協働を推進するため、適切かつ効果的であると認めるものを実施するよう努めるものとする。
- 2 市の機関は、協働が円滑に進むよう必要な措置を講ずるものとする。

(協働事業提案手続)

- 第15条 市民等は、市の機関に対して、規則で定めるところにより、協働して取り組む事業を提案することができる。
- 2 市の機関は、前項の規定による提案を受けたときは、提案者と協議の上、提案された事業について協働して取り組むか否かの決定を行い、提案者に通知するものとする。
- 3 市の機関は、前項の決定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(コミュニティ活動の推進)

- 第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。
- 2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。

(市長が講ずべき措置)

- 第17条 市長は、参画と協働を推進するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 参画と協働の取組の予定を取りまとめ、及び公表すること。
- (2) 毎年度の参画と協働の取組状況を取りまとめ、及び公表すること。

(検証)

- 第18条 市長は、参画と協働の取組状況については、委員会の意見を聴いて、検証するものとする。

(委任)

- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

問合せ先

西宮市 市民局 市民総括室 市民企画課
〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所本庁舎 7 階
電 話 : 0798(35)3764
E-mail : vo_shiminso@nishi.or.jp

(令和 6 年 8 月作成)